

令和2年玉村町議会第1回定例会会議録第3号

令和2年3月10日（火曜日）

議事日程 第3号

令和2年3月10日（火曜日）午前9時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

1番	小林一幸君	2番	新井賢次君
3番	原利幸君	4番	月田均君
5番	渡邊俊彦君	6番	柳沢浩一君
7番	石内國雄君	8番	高橋茂樹君
9番	浅見武志君	10番	久保留美子君
11番	宇津木治宣君	12番	備前島久仁子君
13番	三友美恵子君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石川眞男君	副町長	古橋勉君
教育長	角田博之君	総務課長	石関清貴君
企画課長	中野利宏君	税務課長	齋藤修一君
健康福祉課長	舩田昌子君	子ども育成課長	萩原保宏君
住民課長	齋藤善彦君	環境安全課長	高柳功君
経済産業課長	齋藤恭君	都市建設課長	高橋茂君
上下水道課長	金子忠雄君	会計管理者兼会計課長	大堀泰弘君
学校教育課長	高橋幸伸君	生涯学習課長	宇津木雅彦君

事務局職員出席者

議会事務局長	田村進	庶務係兼議事調査係長	岡部敦
庶務係兼議事調査係	平野里都子		

○開 議

午前9時開議

◇議長（三友美恵子君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 一般質問

◇議長（三友美恵子君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順次発言を許します。

初めに、1番小林一幸議員の発言を許します。

〔1番 小林一幸君登壇〕

◇1番（小林一幸君） おはようございます。議席番号1番小林一幸です。議長のお許しを頂きましたので、通告書に従い質問をさせていただきます。

まずは、本日大変お足元の悪い中、またお忙しい中傍聴に来ていただきました皆様、本当にありがとうございます。感謝申し上げます。そして、先般の玉村町長選挙において投票していただいた町民の絶大なる負託を受けて当選されました石川町長、これからの町政をぜひ公正公平に取り組んでいただきますことを、この立場より切にお願いを申し上げたいと思います。

さて、現在新型コロナウイルス感染等の影響で、町内のみならず全国でもイベントや研修会などが軒並み中止または延期という状況になっています。さらに混乱続き、今でもトイレットペーパーなどの買占めによる品不足というような状況が出ております。先日は、メディアのほうで免疫効果があると、免疫力の効果があるというふうに報道され、昨日ちょっとスーパーに行きましたら、納豆も陳列棚から消えているという、本当に異常な事態という形になっています。医療の現場でもマスク等の医療材料が不足しているということとともに、病院、それから福祉施設等におきましては面会禁止という措置が取られ、入院患者さん、利用者様が家族に面会ができないということで、実際その治療というのは医師が行いますけれども、それ以外の部分、心身的なところでの不穏状態となっている方もいらっしゃいます。そういうのを考えると、いろいろな問題があるというふうに思います。さて、職員についても出勤時に必ず体温を測る、風邪症状のときには出勤をやめるというような形で細心の注意を払い、仕事をしているという現状でございます。この状況がいち早く収束してほしいと切に願っているところでございます。

明日3月11日は、9年前、14時46分18秒、東日本大震災が発生してから9年がたつわけでございます。昨年12月10日現在2万4,585名という方が、行方不明者も含まれますけれども、多くの犠牲者が出ているというような現状、それから今でも被災され、避難生活をされているという方もたくさんいらっしゃるというふうに聞いております。昨年の台風19号の災害など、本当にいつ

日本で何が起きるか分からないという状況になっていると思われます。そういったところから、私たちやはり平時から自分の生活する地域について、家族、友達、そういった方々とお話をさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、一般質問に入らせていただきます。まず、令和2年度の施政方針についてということでございます。まず1つ、令和2年度の施政方針で、町長の町政に対しての取組について述べられました。その中で、今回2点について伺いをいたします。

1番、第1の健康福祉分野の地域福祉の充実について伺います。(1)番、総合相談窓口の充実やコミュニティソーシャルワーカーを配置し、アウトリーチ活動を行っていくとありますが、具体的にどのような取組をどのようなプロセスで行っていくのか、伺います。

(2)番といたしまして、地域包括支援センターの今後の機能について伺います。

次、2番目です。第7の地方創生分野で観光振興について伺わせていただきます。(1)番、受入れ体制の構築、地域おこし協力隊による情報発信、地域資源の掘り起こしなど挙げられていますけれども、町長としてこれからの観光振興をどのように展開していくのか、伺います。

(2)番、観光協会など団体を組織し、マッチングできるシステム構築は考えているのか、これについて伺います。

次、大きな2番目です。町長選挙の公約についてということで伺います。さきの町長選挙では、様々な公約を掲げ、町民の負託を受け当選されました。公約については、有言実行の下、取り組んでいくと思われますが、項目についての取組について伺いをいたします。

1番、花火大会の継続実施を掲げていましたが、さきの所信表明で令和2年度については中止すると表明されました。最初から町民の負託へ取り組まないとの発言でしたが、その経緯と考え方について伺います。

大きな3番、プレミアム付商品券について。内閣府が、消費税の引上げに伴い、家計の負担緩和や地域の消費の下支えのためにプレミアム付商品券事業というのをスタートさせました。玉村町でも昨年10月1日から対象者へ販売されました、プレミアム付商品券事業の実績について伺いをいたします。

1番、対象者数と実際に申請した件数について。

2番、商品券が使用可能だった店舗数について。

3番、商品券の使用実績についてでございます。

以上で1回目の質問を終わりにしたいと思います。

◇議長(三友美恵子君) 町長。

[町長 石川眞男君登壇]

◇町長(石川眞男君) おはようございます。それでは、小林一幸議員のご質問にお答えしていきます。

まず初めに、令和2年度施政方針についてのご質問にお答えいたします。地域福祉の充実につきまして、この3月1日より健康福祉課社会福祉係に配置しました社会福祉士は、コミュニティソーシャルワーカーと呼ばれる相談支援包括化推進員です。役場の健康福祉課と子ども育成課及び町内の社会福祉法人が行うなんでも福祉相談において、コミュニティソーシャルワーカーが両者間の連絡や連携、相談に対して対応の調整などを行います。また、町内の福祉事業者や専門業者などにご協力いただき、地域の中にもっと身近に福祉の相談事を受け付けてくれる場所として、（仮称）サテライト型相談窓口をつくっていく活動も始めます。

また、外部で受けた相談を役場につなげるのもアウトリーチ活動の1つとなります。来年度4月からコミュニティソーシャルワーカーが福祉事業所等を回り、協力の呼びかけをいたします。そして、8050問題に代表されるような複雑化する福祉問題を把握し、支援するため、こちらから積極的に地域に出ることがアウトリーチです。来年度には、コミュニティソーシャルワーカーを中心に福祉関係者が自宅を訪問するローラー作戦も実施予定です。これにつきましては、どういうメンバーで、どの時間帯に、どの地域から回るかなど、詳細はまだ決まっておきませんが、既にローラー作戦を実施している先進地からノウハウを教えていただきながら行ってまいります。

次に、地域包括支援センターの今後の機能についてお答えいたします。施政方針の中でも触れさせていただきましたが、超高齢社会の到来を見据え、介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで継続できるよう、地域における医療、介護等の関係機関が連携して地域包括ケアシステムの構築充実が求められており、事業推進のためにも地域包括支援センターは大切な役割を担うものと考えております。現在も地域の高齢者相談の総合窓口として様々な相談受けや権利擁護、介護予防のケアマネジメント支援などの業務を行いながら、地域包括ケアシステム構築の一翼を担っております。来年度においても、地域包括支援センターの業務全般を効果的かつ円滑に運営するため、高齢者の総合相談窓口として地域の課題や目標を共有し、地域のほかの相談支援関係機関や多様な支援者の方々との連携を強化しながら、効果的な取組を推進してまいります。

次に、地域創生分野での観光振興についてお答えいたします。新井議員にもお答えいたしましたが、本町には温泉などをはじめ柱となるような資源はないものの、今後玉村町の魅力素材となり得る資源が多く存在しております。観光振興を行うに当たり、まず必要となるのが、既にある素材の魅力の向上と新たな素材の掘り起こし、そしてその情報をできるだけ効果的に発信することだと考えます。現在地域おこし協力隊によって玉村八幡宮などの既存の観光資源のほか、新たな素材を掘り起こしてSNSなどの情報媒体を活用してタイムリーに素材の情報発信を行っております。現在玉村町で活躍している地域おこし協力隊は1名で、平成30年度から企画課にて活動を行っております。地元の誇りを高められる町の魅力を創出するを活動テーマに、地元の皆さんをはじめ、町外の皆さんにも本町の新たな魅力を発見してもらうきっかけづくりに尽力していただいております。今後観光事業をするに当たりましては、首都圏を中心とした町外へ向けたPRやセールス活動が重要な取組の1つと考えて

おります。地域おこし協力隊とはさらなる連携を図り、今までの活動で収集した素材情報のデータベース等、培った活動スキルを生かし、また若い世代の視点から新たな魅力を開拓していただくことで特色のある事業推進につなげていただければと期待しております。

観光を振興するに当たり、次に重要となるのが訪れる方々の受入れ体制づくりです。ボランティアガイドをはじめ来町者へのおもてなしが提供できる姿勢を浸透させ、地元ならではの特色あるサービスを充実させることで、多くのリピーターを生み出すきっかけにつながるものと考えております。

次に、観光協会などの団体を組織し、マッチングできるシステムの構築は考えているのかについてお答えいたします。町内に存在する魅力的な素材を地域の商品として活用するには、首都圏などへの情報発信やセールスを一元的かつ効果的に行う拠点となる組織が必要だと考えております。来年度には、玉村町の魅力素材のブラッシュアップや新たな素材の発掘、情報発信やセールスの方法、さらに拠点となる組織の検討を行うために、新たに魅力づくり推進検討委員会を発足させます。拠点となる組織の検討については、本委員会にて様々な協議を行い、本組織の可能性やあるべき姿、方向性など幅広く検討を進めていきたいと考えております。本委員会において、拠点となる組織や魅力発掘に係る検討を進めるに当たりまして、地域おこし協力隊の活用をはじめ、周辺地域との連携、宿泊施設なども含めた施設等のあっせんなど、町内のみに限らず、広域的な素材の活用方法も視野に入れて、玉村町にとってより効果的な手法を検討してまいります。

次に、町長選挙の公約についての質問にお答えいたします。令和2年度の花火大会につきましては、令和元年度の花火大会終了後に状況調査を進めており、まず令和2年度の花火大会が休止となった経緯についてご説明申し上げます。東京オリンピックの開催により受ける影響としましては、最も影響が多いものとして警備関係が考えられますので、まず令和元年8月19日に伊勢崎警察署地域課へ伺い、状況確認を行い、その時点では警察として詳細は確定していないとのことでしたが、9月19日開催の第3回たまむら花火大会実行委員会で、警察としては例年同様の警備が可能であるとの回答を頂くことができました。第3回実行委員会では、今後も詳細な状況の把握に努めることとし、開催の可否について決定しておりません。

10月に入りまして花火大会警備を委託している警備会社3社との協議を行いました。3社中2社からは、今年度と同程度の人数であれば警備員の派遣が可能であるとの回答を頂きましたが、1社からは東京オリンピック開催の影響を踏まえ、令和2年度については辞退したいとの回答を頂きました。例年この3社で約130人の警備員を確保しておりましたが、1社の辞退により40人の警備員が不足することとなりました。警備員の確保には毎年苦勞しておりましたが、玉村町近隣ではこの3社以外に多人数の警備員を派遣できる会社がないため、11月27日に第4回たまむら花火大会実行委員会を開催し、警備員確保が困難である旨の報告をいたしました。実行委員会では、警備ボランティアの募集、他県警備会社からの警備員派遣など様々な意見が提案され、協議いたしましたが、花火大会の安全面等を考慮し、令和2年度の花火大会については休止することとし、令和3年度以降について

は改めて検討することで決定いたしました。

その後、12月議会で花火大会休止を報告し、令和2年1月に入りまして各区長へ花火大会休止について通知し、2月7日の区長会にて説明をさせていただきました。例年協賛金を頂いている各企業及び協力団体、関係機関へは、1月中に郵送にて休止を通知し、町広報紙2月号及び町ホームページにも令和2年度花火大会休止の記事を掲載しております。

私は、2月1日に町長に就任し、今までの経緯と花火大会の安全確保について担当課に確認いたしましたが、令和2年度の花火大会休止はやむを得ないものと判断し、2月7日の所信表明では中止ではなく休止せざるを得ないと申し上げました。令和3年度以降の花火大会につきましては、備前島議員及び浅見議員のご質問でもお答えしたとおり、開催したいと考えておりますが、令和2年度の休止状況、町の財政状況を踏まえて、実行委員会からの意見も賜りながら、関係機関及び協力団体とも協議して検討してまいりたいと考えております。

次に、プレミアム付商品券についてお答えいたします。昨年10月の消費税増税に伴う低所得者と子育て世帯の消費に与える影響を緩和するため、各市町村で行われましたプレミアム付商品券の販売ですが、玉村町におきましては券の販売は1月31日をもって終了し、券の利用期間は2月29日をもって無事に終了いたしました。ご質問の対象者数と実際に申請した件数につきましては、対象者として要件に合う住民税非課税の方4,783名へ案内と申請書を郵送し、そのうち購入希望のあった1,247名の方に決定通知でもある購入引換券を送付いたしました。なお、申請の要らない小さい乳幼児のいる子育て世帯は、該当要件に合う保護者の方869名に購入引換券を送付いたしました。

続きまして、商品券が使用可能だった店舗数につきましては、町内で68店舗でございました。こちらは、店舗からの申出による登録制でございます。

最後に、商品券の使用実績についてお答えいたします。まず、使用実績の前に販売実績について説明します。商品券の販売実績は、1冊当たり4,000円で6,954冊販売し、2,781万6,000円の販売収入であり、商品券額面総額は3,477万円であります。一方の使用実績ですが、商品券が使用されて、金融機関で換金されるまで日数がかかりますので、正確な使用実績はまだ把握できておりませんが、2月19日までに金融機関に持ち込まれて換金されたものは2,845万6,000円となっております。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） 第2質問より自席から質問を続けさせていただきます。順次項目に沿ってということでお伺いをしたいと思います。

まず、令和2年の施政方針ということで、第1の健康福祉分野の地域福祉の充実ということでお伺いをしました。たしかコミュニティソーシャルワーカーと呼ばれる方を入れるということでお話があ

ったのですけれども、なかなか集まらないというか、応募がなくて、今度3月1日から健康福祉課のほうへ配置というような形になったというふうに伺っております。通常でいきますと、コミュニティソーシャルワーカーが配置されるというのが、行政に配置されるというのではなくて、例えばというか、多いケースとしては、社会福祉協議会等に配置をしてということでコミュニティソーシャルワーカー、いわゆる社会福祉協議会が通常からその地域福祉の推進というのがもちろん事業の中でうたわれているわけでございますので、そういったところに配置するというのが多いわけですが、なぜ役場の健康福祉課の中にコミュニティソーシャルワーカーを配置するということを決めたのか、お伺いします。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 小林議員の質問にお答えいたします。

コミュニティソーシャルワーカーなのですけれども、場所によっては社会福祉協議会の中であって、社会福祉協議会が行っているというところも多いようなのですが、玉村町は社会福祉系のほうに配置しました。その点につきましては、地域包括支援センターやくばが近いというところもございますし、あと個人情報の共有ができるというところもございます、健康福祉課内に配置した旨があります。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） 個人情報等もあると思いますけれども、行政に配置したメリットというのは何かありますか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） この間、玉村町総合相談窓口を健康福祉課と子ども育成課で行っていかうということでお話がまとまりました。そういう中で、総合相談窓口をこれから円滑に行っていくというところで、役場内にあったほうが情報連携取りやすいというところで配置させていただきました。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） そういうようなことだというので。あとは、今度配置されたコミュニティソーシャルワーカーがどういう形で地域の中で動いていくかというところにはなるとは思いますけれども、もちろん町内の福祉事業所なり、あとは先ほどお話がありました地域包括支援センターとの連携という部分はやっぱり大切だと思いますし、それぞれの地域包括支援センターは高齢者の総合相談窓口という形になっていると思いますけれども、高齢者の問題についても先ほど町長の答弁にもありましたように、多様化してきている、複雑化してきているというような現状があって、その中でソーシ

ャルワーカーが担う役割というのは本当に重要なことだなというふうに思っております。

そういった中でアウトリーチという形で、中で待っているという形ではなくて、外に出て、いろいろな形で活動していくというような形になるかと思えますけれども、今先ほどお話があったサテライト型の相談窓口というところでの機能というか、役割というのはどういうふうに考えておられるでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） そのサテライト窓口につきましては、情報の提供だけを考えております。なので、例えばNPO法人だったり、民間の保育園、それからあと各種事業者ですか、の方が例えばこういうところの一般の住民からこういう話を聞いたよというのがあれば、それを役場のコミュニティソーシャルワーカーにつなぐというところの情報の収集の先というところで考えております。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） あと、先日ちょっと民生文教常任委員会の中でもお話があったのですが、民生委員さんも地域の身近な総合相談窓口的なところになるのかなというふうに思います。ですから、その中で地域によってはたくさん多くいらっしゃる場所もあると思いますけれども、中には1人というような状況で、その中で複雑化した問題というのを抱えてしまって、どうしていいかというところについても、そういったコミュニティソーシャルワーカーなりがアウトリーチをかけていく。または、そういう人たちのことについても相談を受けるということによろしいでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 断らない相談窓口というのを目指しておりますので、どんなことでも、ちょっとこれ何だろうとか、これは困ったことだというのが見つけられれば、何でも民生委員さんなり区長さんなり、地域の皆さんでお困り事があつたらばコミュニティソーシャルワーカーなり、そちらの窓口に話をつなげていただきたいというのを、3月1日に来られたばかりなので、周知につきましてはまだまだこれからなのですけれども、その辺頑張って周知等していきたいと思っております。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） いろいろな形で玉村町内につきましても相談窓口というのがたくさん福祉についてはあると思います。障害については社会福祉協議会の中に障害者の相談支援センターがあつたり、子育てについては子育て支援センターがあつたり、地域包括支援センターがあつたり、やっぱり

様々な相談窓口があつて、そこはやっぱり一元化というか、いろんな形でそこをまとめて、そこから情報提供していく、または情報を共有していくというところがあるというのはやっぱり大切なことだなというふうに思います。いろんな形であれ、ソーシャルワーク的なことをやるという方については、やっぱり1人になってなかなか思いが伝わらないとか、いろいろ考えられないというところもあると思いますので、そういったところでサポートしていただければなというふうに思います。

その中でローラー作戦というのでちょっと出ていましたけれども、なかなか地域の中で孤立している方、また前もちょっとお話ししたことがありますけれども、声なき声に耳を傾けるという部分もあったのですけれども、そういったところのケースに行くというのは並大抵の状況では行けないと思いますので、その辺で先進地からのノウハウということで、先進地でどのようなノウハウというのを今の段階では情報を得ていますでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 先進地につきましては、社会福祉系のほうが話を聞きに行きまして、こんなことをやっているというのを聞いてきました。例えばごみ屋敷だったり、あとはひきこもりだったりとかの調査の仕方とかを聞いてきております。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） 本当に様々な社会問題というのは多分いろいろ、先ほどもお話がありましたように、ごみ屋敷の問題であったり、あとは今のひきこもりの問題であったり、様々な問題というのがあると思います。そういったところを先進地にノウハウを聞くというのもそうでしょうけれども、玉村町として独自の形という玉村スタイルというか、玉村町の中での諸問題についてというのはまだ洗い出し切れていないのではないのかなとは思っていますので、これからちょうどコミュニティソーシャルワーカーさんが来たということで、活躍にとっても期待をしていきたいというふうに思います。

この中でもう一点確認をしたいのですが、これ町長にお伺いしたいのですけれども、先ほども当初お話がありました社会福祉協議会というのが、やはり地域の地域福祉の中心になって動くという組織になってくるかと思えます。平成30年度、2019年3月にたまむらささえあい計画という地域福祉計画が策定をされました。通常でいきますと、地域福祉計画を策定すると、社会福祉協議会のほうで地域福祉活動計画というのを立てて、それは行政と社会福祉協議会と両輪になってという形でいろいろ動くという形になっているのですが、玉村町社会福祉協議会はこれからつくるといふようなお話だったと思うのですが、町長としてその社会福祉協議会の役割、機能、こういうのをちょっとどういふ形で考えておられるか。今まで議員経験もありますし、いろいろな社会情勢というのを知っているとしますので、そういったところで町長にその辺をお伺いしたいと思います。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 社会福祉協議会の果たすべき役割と、これは本来要するに町でやっていたものを、社会保障といってもいろいろあるけれども、1つの障害者、それから病者、そういった形での今社会福祉協議会の定款を見てみると様々なことをやっています。もちろん自立支援、それからそれぞれまた個性的なこともやっている。つまりこの社会で、はっきり言って玉村町役場で対応できない、もう役場の職員はどんどん減らされていますので、対応できないもの、しかし社会ではあふれんばかりの需要というか、必要性があるような、いろんな意味の困難者、そういったものに対して満遍なく対応できるようなものとしての社会福祉協議会というの、そんな抽象的な言い方にはなるかと思えますけれども、まずそこからの。だから、そういった形で町と連携して、町との情報共有、情報交換、そして町とともに1つの目標に歩いていくという、その姿勢こそが必要になるかと思えます。だから、決して切り離れたものではなくして、委託先、公契約としての関係をやっぴり密にして、町としても責任取るような形での社会福祉協会の位置だと思えます。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） 町長のお言葉です。そういった形になるかと思えます。

今社会福祉協議会というのが、どっちかというと私が今見ている社会福祉協議会というのは事業型社会福祉協議会ということで、どちらかという地域に向いているのではなくて、まず事業を展開していくというような形、例えばそれが障害者の作業所であるとか、介護保険事業であるとかということになるかと思えますけれども、本来の社会福祉協議会の活動というのは、私は地域型の社会福祉協議会でなければいけないと思っています。地域のニーズをしっかりとキャッチして、行政でできないことを、先ほどお話がありましたように、社会福祉協議会で取り組むというような形。もう時代も結構変わってきていますので、そういったことでいわゆる町と、それから社会福祉協議会とということで両輪で動いていただければというふうに思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

次、地域包括支援センターの今後の機能についてということでお話がありました。もう何十回も皆さんも聞いていると思えますけれども、地域包括ケアシステムの構築ということで、もうずっとこの課題について言われている状況でございます。その中で地域包括支援センターは大切な役割を担うということでお話がありましたけれども、現在の基幹型の地域包括支援センター、それから委託されている地域包括支援センターがたしか2か所で、全部で基幹を合わせると3か所という形になると思うのですが、そこの相談、1年というか、今現在の相談件数、それから相談内容、相談内容についてざっくりでいいので、お話が伺えればと思います。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長(舩田昌子君) 地域包括支援センターは玉村町に3か所ございまして、まず去年度、平成30年度の相談件数でございますが、いわゆる2相談ということで電話相談だったり、来庁相談だったりというところで、取りあえずその相談件数についてお話しいたします。

まず、地域包括支援センターにしきの園でございますが、こちら1年間で460件、地域包括支援センターつのだ、こちら2つの相談につきましてですが、579件、基幹を担っております地域包括支援センターやくば、こちら520件となっております。一応内容といたしましては、それぞれお年寄りの内容だったり、ご本人の内容だったりと聞いております。

◇議長(三友美恵子君) 1番小林一幸議員。

[1番 小林一幸君発言]

◇1番(小林一幸君) 460から580件弱ですか、そういったような形で相談を受けているというような形になります。

やはりここもアウトリーチ活動というところが基本だとは思うのです。センターにずっといるということではなくて、地域の中、自分の担当の区域の中に行って、どれだけお話を聞いていくか。または、いろんなイベントというか、講座をやったりとか、そこでの相談を受けたりとか、そういうような形になるかと思えます。ですので、これだけの件数があるという形になりますので、これからもさらにこの辺の相談件数を上げていくということとともに、問題も先ほどお話ししましたように、多様化をしてきているということもあるし、地域課題という部分でも地域にアウトリーチ活動をしていくことによって見えなかった課題というのがいろいろな形で見えてくるというふうに思いますので、それをしっかりと基幹の包括支援センターのほうに上げながら、先ほどのコミュニティソーシャルワーカーと連携していくという形が取れば良いなと思っておりますので、お願いいたします。

続きまして、第7の地方創生分野での観光振興ということで受入れ体制構築、地域おこし協力隊ということでお話がありましたけれども、先ほど町長からもお話がありました。玉村町内には宿泊施設やら温泉やらという、そういった目立ったものはないかなとは思うのです。ただ、先日ちょっと文化財のほう、いろいろお話を伺ったりしまして、玉村町にはまだ掘り起こせていない魅力というものたくさんあるというふうに思いますし、それをどういう形で伝えていくかという部分がこれから大切なことなのかなというふうに思います。

今度群馬DCですね、群馬デスティネーションキャンペーンが4月1日から6月30日まで、それでアフターキャンペーンとして1年後という形で行われるわけですがけれども、その中でちょっとホームページを見たところ、玉村町の観光スポットで上がっていたのが5つです。たまむら朝市、それから井田酒造、町田酒造、県立女子大学前の桜並木、それから田園夢花火というのが今上がっていたかと思えます。そういった形、まだまだ多分魅力的なものはたくさんあると思いますので、そこをこれから発掘して、展開をしていくという形になると思えます。

それから、今肉のワンダーランドということで、お肉を中心にとということでいろいろPRをされて

いるということで、いろいろな雑誌等に取り上げていただいているというのは伺っております、先日3月の6日でしたか、東京中日スポーツという大きなところですごく大きく玉村町を取り上げていただいております、その中で肉はもちろんだと思いますけれども、それ以外のイチゴですか、とかも取り上げていただいているということで、あれだけの紙面を割くというのはそれなりの経済効果があるのではないのかなというふうに思っております。それ以外にもるぶとか、いろいろな形で多分玉村町の紹介、メディアのほうで今されていると思いますけれども、ちょっとブランド推進係というところできて、本当に活発に地域おこし協力隊と一緒に連携を図っているという形になりますけれども、例えば金額に表せるか分からないのですが、今のところの対費用効果というか、広告を金額で換算するというのができるかどうか分かりませんが、それがどの程度になるという形でお考えになっていきますでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） ご質問にお答えいたします。

今手元にあります資料は、令和元年度にメディアに取り上げていただきました実績になります。ご質問の中で金額に換算できるかというようなご質問がございましたけれども、今本でどういうメディアに取り上げてもらって、どういうページ、面積ですか、紙面上の面積では幾らというような、そういったものが出ている、そういう本がございまして、それを手に入れております。それを基に換算をいたしますと、全部で938万5,000円余りということになっております。これは1つだけでは当然ありませんで、手元にありますのが14の機会といいますか、雑誌、新聞等に取り上げていただきました合計額となっております。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） 本当にそれだけメディアの方に取り上げていただくというのは本当に大切なことだと思いますし、町内の方だけではなくて、広くPRをしていくという場合については、こういった新聞、雑誌、また放送といった様々なメディアの媒体を使って広くしていかななくてはいけない。この間3月の6日の話は地域おこし協力隊の戸井田さんからお話を頂いて、私もすぐにコンビニに行ったら、本当に大きな紙面で、本当にたくさん玉村町の掲載がされていたというような、本当に喜ばしいことだなと思います。

そういったところで、もう少しいろいろな形で進んでいっていただきたいというふうに思いますが、この間ちょっと役場の業務内容というので、いろいろ調べていたのですが、それぞれ企画課でいけばブランド推進係、生涯学習課であれば文化財とか、そういった形の保護、活用というところがあると思うのですが、観光行政という面でいくと経済産業課の商工労働係というところが担当という形になっておるのですが、行政というのがなかなか縦割り行政で、また横の連携というのがなかなか

うまく取れないというような現状があるのですけれども、この3つの課はいわゆる課ごとということではなく、横の連携、または例えば協議なりというのはされているのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） お答えいたします。

今例に取られた3つの課がございますけれども、やはりご指摘のとおり、それぞれがやっぱり自分勝手なことをやっていると、玉村町の魅力を上手に伝えることはできないのかと思います。それぞれの確な役割分担に基づきまして連携を取りながら進めるのが一番かなと思います。具体的な協議が行われているかというお話ですけれども、事務レベルではどういったことを取り上げてやろうかねというような話はもちろんございます。そういう資源、観光資源の発掘につきましても、やはり私たち、例えば企画課の立場でいきますと、自分のところだけでできるものではありませんので、例えば歴史資源の中で何か発掘したい、あるいはブラッシュアップしてもっと魅力を高めて発信していきたいということになれば、やはり生涯学習課の力を借りなければできないことでもありますので、できるだけ連携を図りながら、よりいいものにして、町外へ発信をしていけたらいいなというふうに考えております。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） 私が調べた段階ではこういう段階なので、それ以外の課とも連携をしていかなければならないところというのはたくさんあると思います。やっぱり課ごとに、うちの課ではないよとかいう駆け引きではなくて、ここは共同で町全体のことを考えて、縦割りということではなくて、しっかりと横のワンチームというか、いろんな形で組んでいただいて取り組まないと、特にこういった観光振興については進まないというふうに思っておりますので、ぜひこれからも力を入れて取り組んでいただければというふうに思います。

次です。町長の選挙公約についてということで、町長からのお話がありました。そして、昨日備前島議員、そして浅見議員からもいろいろなご質問があったというふうにお伺いしております。その中で、町長がピラとか、いろんなチラシの中に、見事に咲かせ続けますということでお話があって、私もこれを見た瞬間に、石川町長になれば次年度、いわゆる令和2年度ですね、花火をやるのだというふうに思って、それ以外の町民の方にもいろいろ聞いて、「いや、小林さん、石川町長はあの選挙公約の中でいけば花火をやってくれるというお話だよ」と。「そういうふうになれば、私としても花火を続けてやってほしいと思うよ」というようなご意見も伺っていたのは多々あります。その中で、町長も議員時代というのがあったと思いますけれども、議会の中でオリンピック開催によって警備などの問題があるということは承知をしていらっしやったというふうに私は思うのですが、それでも選挙戦の中でなぜそれで継続をお話ししていったのかを伺いたいと思います。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 花火の継続は、私は継続だと思っています。だけれども、1月21日の時点で町として地権者に今回は休止の通知を出してしまったのです。そうすると、一旦そういった形で抜けた空気は、もうなかなかパンクしたものは力が抜けてしまって膨らますことはできないという、そのところが私一番感じていました。

それから、いろいろ担ってくれる消防とか、いろんな地域の人がいるわけです。この中でそういう人からも、今年はやむを得ないのかなという声も実は聞いていました。だから、見事に咲かせ続けますというのは、そういうこと、来年からと。今年は、もう前町長がやらないとある意味では決めてしまったのだから、それを復活してどんどん、どんどん見事にやりましょうという意味で、それは解釈の違いとか、そういった形での無理やり一旦休止したものを復活させてまでやるのかなという意味での今の質問に聞こえるのですけれども、そうではありません。

それで、やっぱり事態というのは進んでいって、2月になってきたら、要するに今のここまでひどくなかったけれども、ウイルス感染というのが出てきて、今となっては日本社会がどこまでも五里霧中の中にいるという中で、例えば今からやろうかとハッパかけても、それはまた違った意味でのできないことをハッパかけてという形になってしまうと思うのです。だから、これは今年はどうなった以上、きちっと今回は休みと。来年からまたにぎやかに咲かせましょうということしていくのが一番かと思っています。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） コロナのことは後々出てきたことなので、前から決まっていたことではないので、その中で町長が決断をされて、その選挙戦でもそれをやるというような形。その部分も分かっていた部分もあるのかなというふうに私の中では思っています。

いろいろな文献等でも調べるのですけれども、やはり選挙のときの公約という部分で守っていただけないというところから、なかなか選挙に行きたい、投票したいというところが少なくなり、政治に期待をしなくなってくるという部分もあると思います。それは選挙に関して言えば私たち議員もそうだと思うのですけれども、そういったところにやっぱり真摯に受け止めながら、フェアに、自分の言ったことについてはしっかりと責任を持って実行するというような形で進めていくというのが本来の形ではないかなというふうに私の中では思っています。ですので、もうちょっと時間がないので、あれですけれども、できれば私としても町民の方から花火はしないのという形でまだ私も言われますので、そういった形の不安をおおるということではなくて、しっかりと次のビジョンを打ち出す。次からどういう形でやっていくか、まだ分からないよという形ではなくて、いろんな形で政策を打ち出していただければというふうに思います。

次、時間もないので、最後になります、プレミアム付商品券ということでお伺いをしたいと思えます。家計の負担緩和とか、地域消費の下支えということでこの事業をスタートさせたわけですが、補正予算等も見させていただきましたが、ちょっと件数的に申請の数が少ないのではないのかなというふうに思いますが、この辺の4,783名に出して1,247名ですから、もう実際にもらえる869名を合わせて2,116件という大変少ない、私としては少ないのではないのかなと思うのですけれども、この辺の経過というか、経緯というのは何か原因があると思われませんか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） ご質問にお答えいたします。

大分前に行われました臨時福祉給付金、こちらにつきましてはお金の給付というところでしたが、今回は商品券を買うとメリットがあるというところで、まずは自分のお金を4,000円出して、5,000円の商品券を買うというところで、多分伸びなかったのではないかと考えております。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） 4,000円を5,000円で、たしか1人の限度額が2万円でしたね。2万円で、2万5,000円分使えると。ただ、2万円出せなければ買えないという。ですから、先ほど課長の言われた臨時福祉給付金なんかですと直接お金が来るので、そのまま消費につながるという形になりますけれども、それがいわゆる商品券という形になったときになかなかそれが使えないという、それを購入しにいかなくてはいけないというところからハードルが高かったという部分もあるかなと思うのですけれども。

私、もう一つの原因は、ちょっと店舗数というものもあるのではないのかなというふうに思います。町内でプレミアム商品券が利用可能だった店舗というのが68店舗あるというふうに伺っていますけれども、それ以外のところを調べましたら、みなかみ町では182店舗、大泉町では95店舗、板倉町では81店舗、邑楽町では75店舗ということで、ちょっと件数的に多いのかなという部分。でするので、どのように登録の店舗を募ったか、ちょっと教えてください。

◇議長（三友美恵子君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） お答えいたします。

商品券を取り扱っていただきます店舗でございますけれども、こちらにつきましては一番初めは広報紙、こちらでご案内させていただいております。これは町の広報紙ということで8月号でございます。なお、またそのほかはということでございますが、町のホームページにも掲載させていただき、それにまた玉村町の商工会、こちらで会報というものがあるようでございますが、それに併せてご案内

内させていただいたということでございます。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） 商工会等ということですが、こういう形でやっぱりせっかくですからプレミアム商品券を盛り上げていきたいところだとすると、やはり使える店舗数が多いところとかが大切なところだと思うのですが、商工会と協力して、いろいろとこのプレミアム商品券を盛り上げるというような工夫とか何かされましたでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 工夫というところまではございませんが、やはり使える店舗、こちらのところには使用できますといったようなのぼりも掲げさせていただいているところがございます。そういった中で使える店舗、ご自身の判断という形で登録制という形になったわけでございますので、この数字でとどまっているということでございます。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） ちょっと利用可能な店舗というのをいろいろ見せていただいたのですが、未登録のお店というのがちょっと何店かありまして、例えばしまむらさんとかジョイフルさんとかパーミヤンさんとか、いわゆる子供たちがいたりとか、商品券を買うような方々が行けるような店舗というのがちょっと私は少なかったように思うのですが、そういったところに対して声をかけるとか、ぜひ協力してほしいとか、そういったお声かけの工夫というのは何かされましたでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 今時点でご質問ありました店舗様につきましては、こちらから働きかけといったものはしてございません。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） やはり町内でいろんな事業所があって、もちろん商工会の協力を頂いてということにはなるとは思いますけれども、やはり対象の方が利用できる店舗をできるだけ登録していただくというのが本来の形なのではないのかな。このまま68で、皆さんから応募があったので、その店舗だけを登録しますよという形ではなくて、もう少し盛り上げて店舗を増やしていくというような工夫があってもよかったのではないのかなというふうに私の中では思っています。

いわゆるこの商品券をいろんな形で相乗効果ではないのですが、例えば対象の方はもちろん

んそれを使うことによって4,000円でも5,000円、いわゆる1,000円のメリットがあるというところもありますし、それを使う町内の事業所というのにも、お店というところにもある程度の部分で、なかなか地元の中で買わないものを、それを使うことによって地元で買うと。そういうような状況があったかと思うのですけれども、そういったお店等の対象者の方、町内の事業所等もあると思うのですが、お店等もありますけれども、そういったところへの経済効果というのはあったとお考えでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 登録いただきました店舗、これは町内の事業所が全てでございます。その中で登録していただきました事業所に対しましては、全体でお話で金額的には多くないのかということもございますけれども、それなりに使用できるということになっておりますので、ある一定の効果といったものはあったのかというふうには認識しております。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） ただ、件数的に少ないと私は思っています。

なかなかこの商品券のPR自体が、私としては少なかった。もう少し利用しやすいというような環境をつくってあげるとのことこそ、家計の負担緩和ということもそうでしょうし、逆に言えばお互いに事業所にとってもウィンな関係、いわゆるウィン・ウィンな関係というのをつくっていかなくてはいけないというところからすると、もう少しこの辺の工夫が必要だったのではないかなというふうに思います。その辺について町長、いかがでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） これまで何度かこういうことをやってきた1つの流れの中で、それをその域にとどまっていたことがあるのかなという感じもします。確かに少し踏み込んでの開拓というのもあり得たのかなと、そんな感じがします。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） 先ほど地域福祉の充実のところでもコミュニティソーシャルワーカーのアウトリーチというのをやりましたけれども、やはり登録しないからいいということではなくて、そういったところへもアウトリーチをかけていくというところは、やっぱり大切な部分ではないのかなというふうに思います。来ないからいい。登録制だから、それで来ないので、そのままこの事業所内でやろうといったときに、それを逆に利用者さんが見たときに、あっ、あそこは使えないのだ、ここは使えないのだ、だったらこれを買っても、自分たちが買い物をするというところのメリットがないので

はないかという形になれば、いわゆる申請もしないでしょうし、申請をしたとしても本当にそのままどこで使っているかというのが分からなくなってしまうというような現状もあると思います。

ただ、そういうのを使いやすい、そこのPRなり環境なりというのをつくらなければいけないというふうに私は思います。先ほど町長も話がありましたように、もう一步踏み込んでもよかったのではないのかなというふうに思っています。そういったことがあるからこそ経済効果というところもあつたり、または家計の負担軽減というところもあつたりというような形かなというふうに思います。でするので、やっぱり小さい乳幼児のいる子育て世帯というのは、さっき申請が要らないという形でお話がありましたけれども、そういう方々が御飯を食べに行くのどこかなと考えた。または、そういった方々が、では町内で衣類とか買うときにどこがいいのだろうと考えたときに、やはり先ほど私が登録をしていなかったところというのは日常的に使われている事業所かなというふうには思っています。ですから、登録ありきではなくて、やっぱりそういったところのニーズを踏まえながら事業所を登録していくというところが大切かなというふうに思うのですが、課長、いかがでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） ご指摘いただきました点、大変貴重なご意見であろうかと思っています。こちらのほうから登録いただきました店舗、その中で使用できる店舗、漏れがないのかどうか、その点も確認させていただいた上で事務を進めていければというふうには現在のところ思っております。

◇議長（三友美恵子君） 1番小林一幸議員。

〔1番 小林一幸君発言〕

◇1番（小林一幸君） 事業をするというのは、いわゆる実施します、終わりということではなくて、そこをどういう形でサポートしていくかということというのはやっぱり大切かなというふうに思います。

今回のことに関しましては、家計の負担軽減、いわゆる住民税の非課税ですとか、小さいお子様がいるという、本当に生活自体大変に、日々生活をされている方々の補助というか、そういった形になっていくかと思っています。ですから、そういった方々が利用しやすい、またはそういったものをもう少しPRなり、フォローなりという形でしてさしあげたほうが、本来の形の活動になるのではないのかなというふうに思っています。でするので、いろんな形があつて、やり方もいろいろあると思うのですが、やはりその地域があつたり、人、そういう困っている人、またはいろいろな形で考えている人というのはたくさんいらっしゃると思いますので、そういった人のことを考えながら、いろいろこれから行政について携わっていただきたいというふうに思っております。

今回の質問は以上になります。

◇議長（三友美恵子君） 休憩いたします。10時15分に再開いたします。

午前9時59分休憩

午前10時15分再開

◇議長（三友美恵子君） 再開します。

◇議長（三友美恵子君） 次に、11番宇津木治宣議員の発言を許します。

〔11番 宇津木治宣君登壇〕

◇11番（宇津木治宣君） 11番宇津木治宣です。通告に従って質問をいたします。

まず最初に、町長におかれましては当選おめでとうございます。18年間同僚議員としてやってきました。まさか執行と議員としての立場になるとは思っていませんでしたけれども、私も立場が違えば、議員としてのチェック機能をしっかりこれからも果たしていきたい、こう思っておりますので、町長にはぜひよろしくお願いたします。

さて、今新型コロナウイルス、本当に大混乱を巻き起こしそうな気配で、これは単にこの病気のことだけでなく、地方経済、国の経済、世界の経済にも悪影響が出てくるのではないかという心配があると。ニューヨークの株が下がる。多分東京でも2万円を割るような株安になっていますので、一日も早い収束を願っているところであります。

それでは、通告に従って質問をします。施政方針では、町長は次のように述べています。子育て支援体制の充実です。人口減少に歯止めをかけるためには、親が働きながら子供を安心して産み育てられる環境づくりを進めることが必要であります。そこで、本年度策定した第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、切れ目のない支援による子育て支援環境の充実を図ることにより、子育て世代から住みたい町として選ばれる環境づくりを進めますと施政方針で述べています。その上で、まず子育て支援の充実として、昨年10月からスタートした幼児教育・保育無償化制度により、国の基準では対象にならない保育所及び幼稚園の3歳から5歳児の副食を無償化し、子育て世代の経済的な支援を積極的に行うことで、本町の子育て支援に対する魅力を高めることにより、近隣市からの移住安定にも期待をしているとしています。しかし、先日の施政方針が示された後の議会審議で、副食費の無償化条例案は否決をされてしまいました。多くの町民の皆さんから、新聞報道ではああったのだけれども、駄目だったのかという声を頂いているところでありますが、そういう声を受けて、今回の質問をするわけでありまして。そこで、以下の点についてお尋ねをいたします。

前回の審議でも副食費無償化の財源等々の説明がどうも不十分だったような気がするので、改めて今後の方針も含めてお尋ねをいたします。

それから、質疑の中でも子育て支援には異論はないということで、副食費無償化など委員会にも少しも諮っていないのではないかと、説明がなかったという指摘も私も同感であります。今後は、委員会

などで財政問題を含めてどういう措置がいいのか、しっかり協議をして、政策を打ち出していただきたい。これが町民が願っているところではないかと思えます。町長、よろしく願いいたします。

次に、元気を生み出す町の施策をということですが、当町は平成3年の都市計画法の線引きによる住宅開発で人口が急増しました。それから30年近い年月が過ぎている今、新たな課題に直面をしています。30歳で移り住んだ人、30年たつと60、70になるわけですから、もう子供たちが成人し、結局その子供たちが玉村町に残ってくればいいのですけれども、就学の機会、就職の機会、様々な理由で玉村町から離れていっているのが、私の身の回りでも多く見受けられます。高齢者が残され、人口減少の一因になっているのではないのでしょうか。また、国道354号バイパスやスマートインターチェンジの開通で都市間競争が非常に激しくなっています。買い物に行くにも周辺の市に行ってしまう。あらゆるところが町から出ていってしまうと。先ほどプレミアム商品券の話もありましたけれども、町の中で商店がちょっと少な過ぎるよなという声は、私も率直に、要するに若者が出ていく町になるのか、買物に出ていく町になるのか、または通り過ぎるだけの町になってしまうのではないかと、こういう心配をしているところでもあります。ところが、町長はさきの選挙で掲げた政策の中では、都市計画法の運用改善で住宅開発、雇用確保や広域幹線道路の沿道開発を進めると政策を打ち出していました。私もこれは時宜のものだなというふうに共感するところでもあります。政策の推進に期待をしたいところでもあります。

ところで、その上で以下の点についてお尋ねをいたします。一体都市計画法の運用改善というのは、具体的にどんなことを考えているのか、まずお尋ねをいたします。

それから、今行われている指定基準、大規模指定既存集落の運用状況、平成27年に玉村町に10年住んでいるか、親戚がいるか、働いているか、そういう条件があれば、市街化調整区域でも家が建てられる制度が発足しているわけですが、これは制度ですから、この制度を取ったからといって町が財政負担をするということではなくて、例えば文化センター周辺開発などでは莫大な金を使ってやっているわけですが、こういう制度を効果的に運用して、少しでも町内に若者が残れるような施策を打ち出していくべきではないかと。そういう意味で、運用状況はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

また、スマートインターチェンジの北の産業団地の開発をどう推進していくのか、具体策についてお尋ねをいたします。

また、玉村町では約3か所が物流総合効率化法の指定を受けている路線があるわけですが、今の市街化調整区域の指定の中では、開発ができる唯一の道になるわけですが、その辺の運用状況はどう考えているのか、まず以上で1回目の質問とさせていただきます。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 宇津木治宣議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、施政方針についてのご質問にお答えいたします。まず、1点目の副食費無償化の財源の説明が不十分なのではというご質問でございますが、今回の副食費無償化は、令和2年度の重点施策として町単独事業により実施する予定でありましたので、その財源は当然一般財源を充てるということでごございました。財源の裏づけといたしましては、否決された議案第12号の審議の中でも答弁させていただきましたとおり、国の幼児教育・保育無償化制度に伴い、国や県の負担が入ることにより、町の負担が軽減されましたので、その一部を充てさせていただく考えでごございました。

次に、2点目の今後議会常任委員会などでしっかり協議して進めるべきではというご質問でございます。今回否決された議案に伴う副食費無償化の実施については、財政状況の動向及び支援の内容を再考させていただき、時期を見て改めて議員の皆様のご理解が得られるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、元気を生み出す町の施策についてお答えいたします。平成26年に供用開始された高崎玉村スマートインターチェンジは、東北、信越、中部、関西など各地域へのアクセスに優れることから、計画交通量1日6,000台に対し、現在8,000台前後の利用があり、町の新たな玄関口として大きな効果があるものと確信しております。

まず、1番目の都市計画法の運用改善の具体策ですが、玉村町においては開発行為の許可権者が群馬県知事になりますので、町としてどういった独自施策が可能なのかを相談、協議、研究していきたいと思っております。

次に、大規模指定既存集落についてですが、町からの要望により平成29年に群馬県知事から指定を受けています。開発許可権者である群馬県に許可状況について確認したところ、平成29年度からの3年間で28件の許可を行い、内訳は住宅が25件、住宅以外が3件とのことであります。

次に、高崎玉村スマートインターチェンジ北の産業団地の開発の推進についてですが、現在令和2年の市街化区域編入に向けて都市計画に関する手続を進めているところであります。去る1月16日には、町の都市計画審議会を開催し、計画について異存なしとの回答を頂いております。今後は、県の都市計画審議会による審議や県と国との協議が行われる予定ですが、地権者の皆様のご理解とご協力を頂きながら用地買収を進め、一日も早い整備により企業を誘致し、町の財政基盤の安定化と雇用機会の創出につなげたいと考えております。

最後に、市街化調整区域内の開発における立地基準の1つとして示されている特定流通業務施設の指定路線についてですが、平成29年度の開発許可基準の改正により、指定路線区域の要件は廃止され、現在はインターチェンジと一般道路との交差点から半径5キロ以内で幅員9メートル以上で続く道路に接する区域や、インターチェンジから4車線以上で続く道路に接する区域であれば申請地としての要件を満たすことになっています。また、同じく平成29年の改正により新たに大規模流通業務施設という立地基準も設けられましたので、これらについてはそれぞれの要件を満たす民間会社による開発を進めていただくことを考えております。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 引き続き自席から質問を続けさせていただきます。

まず最初に、副食費の無償化の議案ですけれども、否決はされてしまったわけですが、今後は常任委員会などでいろいろ説明をしながら、十分議会との協議を進める中で、許されるのであれば考えていきたいということの答弁なのですけれども、私どものところにはこの無償化について新聞報道されましたので、多くの方から期待をしている声が上がって、伝わっていました。何で議会はそんなことをするのだというようなお叱りの声もいただきましたけれども、私に言われても困るのだと言っておきましたが、改めてこの副食費の無償化の背景にある幼児教育無償化についての玉村町における要するに財政的な状況について、影響について、改めて説明を頂きたいと思うのです。

◇議長（三友美恵子君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長（萩原保宏君） それでは、宇津木議員のご質問にお答えいたします。

議案第12号のときと内容はちょっと繰り返になってしまうかもしれませんが、ご容赦いただきたいと思います。昨年の9月議会のときに保育料の無償化について説明させていただきましたときに、町の財政負担は大きく軽くなるということを説明させていただきました。実際にこれ試算してみますと、年間に直しますと1億3,000万円、一般財源が浮いてくるということでございます。ただし、財政状況厳しいというときになぜだという反対のご意見も頂きました。実際には、財政状況は昨日総務課長等の説明にありましたように、6億5,000万円の取崩しを行うということで、厳しい状況には変わりませんが、3年前の小中学校の給食費の軽減をしたときに比べれば、あのときは経常収支比率についても過去最高、基金の取崩しもかなり多かったと。現状ではかなり改善してきているということでございます。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 保育料の無償化というのは、子育て支援を強めるということで、国の重要な施策になっているわけですが、これが無償化をされる状況の中で、一部副食費が別に分けられたものですから、負担増になる世帯が要するに360万円の収入以上の3人子供がいるうちはいいのですけれども、その3人をカウントできない家庭については副食費の新たな負担が生じると、こういうことだと思うのですけれども、内容についてはそういうことでよろしいのですか。

◇議長（三友美恵子君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長（萩原保宏君） ご指摘のとおり、国の制度では所得の低い世帯、360万円未満

相当の世帯と同時入所の第3子、これに加えて町単独で第3子を扶養しているというのですか、1子、2子、3子を扶養している場合には、その全体を扶養している場合には町の一般財源で無償化を図っております。この対象が全体の約3割ということで、今回の副食費の無償化の対象は残りの約7割を無償化しようとするものでございました。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） それで、要するに幼保無償化の制度の中で新たな負担増が生まれるという状況が生まれた世帯があるということですか。

◇議長（三友美恵子君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長（萩原保宏君） 新たな負担増が生まれないように、町単独で第3子以降を無償化、副食費の無償化を行ったということで、逆転現象は生じていないという状況でございます。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） ちょっと説明が、要するに逆転現象が生まれるのかと聞いているのです。要するに今回の提案は、逆転現象がならないような財政措置で副食費の無償化を提案したけれども、否決をしたと。その前段では、幼保無償化の中で今まで負担をしていなかった副食費、並びに諸経費もあるようですけれども、これが負担増になる世帯があるということで、もしあるとすれば何世帯ぐらいが該当したのか。

◇議長（三友美恵子君） 休憩します。

午前10時33分休憩

午前10時33分再開

◇議長（三友美恵子君） 再開いたします。

◇議長（三友美恵子君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長（萩原保宏君） 既に逆転現象が起こらないように、昨年の10月からの無償化を進めておまして、それに加えて今回副食費が負担になっている、逆転現象が起きていないところで副食費が負担になっている家庭については無償化を図ろうというものでございます。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） ちょっと説明がよく分からないので。確かに10月のときは、玉村町は要するに第3子ということで、これは小学生でも、要するに3人子供がいれば無償化にしていたわけです。国は、3子を小学校に進んでいない子供の3人というカウントだから、町のカウントと要するに国のカウントが1つずれていたわけで、その辺については町が負担をして、既に解消されているわけでありまして。だけれども、要するに国の基準で言っている3子、それは条件が違うのだけれども、要するに今回の幼保無償化の中で副食費が新たに発生している世帯があったのか。あったというか。提案をしたのは分かります。だけれども、あるので、提案をしているということになるわけではないのですか。当時の上毛新聞の報道では、保育施設に通う3歳以上の子供の副食費はこれまで保育料に含まれていたが、国は無償化に併せて保育料から切り分け、主食と同じ実費負担とすると、これは上毛新聞の報道なのです。国の制度では、副食費は世帯収入が360万円未満の第3子以降は無料になるが、第1子が小学校入学前にとどまる、限られる。副食費の負担を免除するが、当てはまるのは一部にとどまると。およそ副食費の金額は月4,500円だと、こういう報道になっているわけです。それで、我々もそれは大変だなと。国が副食費、要するに幼保の無償化を進める一方で、ところによっては新たな負担があるのでは、これは気の毒というか、話が違うのではないかという思いでいたところ、町からそういう副食費の無償化の提案があったと、これは大歓迎だということだと思っていただけですけども、ちょっと議会では通りませんけれども、制度としては、考え方としてはそういうことでよろしいのですか。

◇議長（三友美恵子君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 萩原保宏君発言〕

◇子ども育成課長（萩原保宏君） かみ合わなくて大変申し訳ないのですけれども、副食費は新たな負担が生じたけれども、新たな負担の副食費は4,500円です。平均するとというか、大体。それ以下の保育料を払っていた方は無償になっておりますし、今まで4,500円以上の保育料を払っていた方は、無償になった代わりに副食費の負担が生じているようなものをご理解いただければと思います。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 時間の無駄みたいだから、次に進みます。給食費の無償化については以上で。

それで、都市計画の対応なのですけれども、これ上毛新聞の2月27日の新聞の報道なのですけれども、西毛広幹道の沿線開発促進、高崎市が改正条例案と、要するにこうに書いてあるのです。郊外の開発を通し、人口増につなげようと、高崎市は26日、県が建設を進める西毛広幹道沿いの沿線の市街化調整区域で、商業施設や住宅などを建設しやすくする条例を改正する方針を開会中の議会定例会に改正案を上程したと。13ヘクタールとか、場所についても報道されています。これはいいにし

ても、要するに都市計画は玉村町は県の支配下にあるけれども、高崎市はそれはどういうことなのでしょう。副町長、その辺専門家だと思うので、説明を頂きたいと思うのですけれども。

◇議長（三友美恵子君） 副町長。

〔副町長 古橋 勉君発言〕

◇副町長（古橋 勉君） では、知っている範囲でお答えします。

都市計画法によって、ある一定の権限について前橋市だとか高崎市だとか太田市は、都市計画法の権限を有しております、ある一定の範囲内で。玉村町はそれがないということでございます。いわゆる主要都市については地方分権の考えの下かと思うのですけれども、ある程度の権限が移譲されていると。そういう中で、高崎市が持っている都市計画法の権限の中での条例を改正するというふうな新聞報道かなというふうに理解しております。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 新聞報道を見て、これは町長に言って、玉村町もやろうではないかと思ったら、全然駄目だというのがその後の調査で分かりました。それにしても、要するに我々町村も、我々の町のことを一生懸命考えている我々の主体性というのもやっぱり必要なのではないかと思うのです。県の開発審査会みたいなところで許可を得ないと何もできないというのも制度としてはあるのですけれども、正直言って今玉村町で一番求められているのはもっと活気ある町、そういうことを期待しているわけです。たまたま町長選挙の政策では、町長は都市計画法の運用について研究して、いい方法を考えるのだと。もともと石川町長は司法書士であり、家屋調査とか、そういう不動産の関係についてプロなので、これはもしかしたらいい方法を考えてくれるのかなと思って期待をしているのですけれども、なかなか難しいというのは分かるのですが、何かその辺を主体性を主張する方策というのはやっぱりないものなのでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 副町長。

〔副町長 古橋 勉君発言〕

◇副町長（古橋 勉君） お答えいたします。

まず、日本の土地利用規制というのが、結構今話題になっているのは都市計画法の市街化区域、市街化調整区域でございますが、もう一つ大きなハードルというと怒られてしまうので、農振区域の問題もございます。実は、市街化区域の問題だけではなくて、農振除外の問題というか、それもクリアしなくてはならないと。やっぱり総合行政の中で農政もしっかりとやっていくということで、ご質問にありました高崎玉村スマートインターチェンジの北地区についても、都市建設課のほうは相当県と協議して、また関東農政局とも協議して、やっと都市計画決定の運びになってくるということで。

そういう中で、ではどうやって進めていったらいいかということでございますが、農振の計画については来年度が、令和2年度が基礎調査に入ると。その中で玉村町の農政はどうにしていけるのか。ま

ず、基礎調査から入って、新たな計画をつくるわけで、その中で玉村町の農政はこうだ。一方、都市計画についてはマスタープランの中で町はどうしていくのだ。それを大きく見るのが総合計画でございますので、町としての基本的なスタンスを決めて、これで県のほうにどうだというのが正攻法なやり方かなというふうに。ただし、時間がちょっとかかりますということでございます。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 結局県にいろんなことを申請していくのには、我が町の総合計画がしっかりしていないと話にならないと。話にならないというか、それが前提になるのだと思うのです。それで、やっぱり私たちの町をどうするのかという方針をしっかり立てて、作戦を練って進めていくと。何かいろいろ戦略の雑誌は作って、これから第6次総合計画をつくるわけですけども、その中にもしっかりそういうのを組み込んでいくとか、作戦を考えていくと。町長は司法書士で、副町長は前の県土整備部長ですから、超ベテランがそろっているから今がチャンスだと思うのです。

それで、例えばこれは玉村町の都市計画図ですけども、この赤いところが近隣商業なのです。だけれども、近隣商業のところに商店がほとんどない。これでは、先ほどプレミアム商品券の話が出ましたけれども、引き受けてくれる商店が基礎的に少ないということの背景があると思うのです。その辺を含めて、今後もやっぱり研究を進めていただきたいと思うのです。

それで、私が調べた2011年の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、県が決めている都市計画マスタープランというのがあるのですけれども、その中に玉村町のことが書かれています。こう書かれています。区域の特性、人口動向等、県央広域都市計画圏のやや南東に位置し、烏川を挟んで埼玉県上里町と接している。関越自動車道スマートインターチェンジに結節する東毛広域幹線道路が全線供用開始となり、広域交通の要となると。現行では、都市計画の指定を受けて区域区分が指定をされていると。人口は減少傾向にあり、平成17年から22年にかけて市街化区域で増加しているが、市街化調整区域では減少していると、こう県のマスタープランでは指摘をしているのです。また、将来にわたって人口減少傾向が急速に進むだろうと、県のマスタープランは指摘をしているわけです。この要するに市街化調整区域の土地供給ということで、平成29年に大規模指定既存集落の指定を受けたわけですけども、今話を聞きましたら、住宅が25件で3件がそれ以外の施設だということで、数はちょっと今メモは忙しかったので、あれなのですけれども、文化センターの開発だと二百何戸です。あれは物すごく金がかかって、将来は返ってくるから心配がないという考え方もあるのですけれども、いずれにしてもエンジンをかけるのに莫大な費用がかかるわけですけども、この大規模指定既存集落の指定という制度は町は別にお金がかかるわけではないので、それで2年間で、約1年で10戸ぐらい指定を受けたわけですか。そうすると、10年たてば100戸、文化センターはあれですけども、だからやっぱりこうした政策的な開発のことをしっかり研究して進めていくと。大規模指定既存集落の指定を受けたときは、JAは雑誌を発行しまして、ぜひ農協にご相談ください

と。大規模指定既存集落で市街化調整区域に家が建つ方法が見つかりましたと宣伝をしているのですけれども、やっぱり野放図に開発をとということではないとは思いますが、最近現実には上陽の樋越地区では家がどんどん建っているのです。10軒以上建っていますか。その一部もやっぱりそういう制度を利用していることもあるようですけれども、この辺について周知徹底、それから方策をして、市街化調整区域での人口減少を何とか食い止めをするという政策を打ち出していきたいと。町長、お考えを伺います。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 今大規模指定既存集落は28件ができていますけれども、ここにはやっぱりその地域の学区に10年以上住んでいたことがあるという形で、そのことによってその地域に対する縁のある人が来るから、コミュニティとしてもそれは溶け込みやすいだろうと。それはそれでいいと思うのです。これは確かに宇津木議員が提案して、時間をかけてここまで来たのですけれども、それにしても線引きしてから30年たって、芝根小でも上陽小でも南小でも、3つの小学校でもしかしたら今後1クラス化しかねないような子供の状況ということの中で、いろいろ線引き、30年のいろんな形での問題が出てきたのかな。それで、それに対して危機感を持っている人がたくさんいるのかなという思いがあります。

それで、私はこれに対して都市計画法34条の11号というのがありまして、これだといわゆる10年間という、そういったものも不要の、その地に縁のない人もその土地を求めることができるという、それでそのことを例えば特例市はやっているのです。伊勢崎市、高崎市、前橋市でやって、なぜできるかという、今副町長が言ったように、条例を改正する権限を持って、それで玉村町は例えば大規模指定既存集落の開発許可申請は前橋土木事務所へ持っていくのです。この町にその権限がないので。だから、町とすると、どの土地が申請されたかというのはその当初は分からないと思うのです。みんな県とのやり取りの中で。県の人と話してみると、高崎市、前橋市のいわゆるやっている11号申請というのは、これは市街化調整区域の中で非常に宅地の面積、それから幅員、道路、あと水道、そういった幾つかの条件がそろえばもちろん除外もですけれども、すれば建ってしまうということで、それがもうこの10年ぐらいやっていると常態化してしまっていて、都市計画としての本当の当初の都市計画のモデルとしてから大分外れているような状況に来ているというのが県のどうも思いなのです。だけれども、玉村町の思いを聞いてくれと。本当にそれこそ地域間格差で人口減少地域ができて、子供たちが少なくなり、お祭りの維持も容易ではないということもあるのです。これは粘り強くやるしかないのです。それで、これは追求していこうと思います。お願いしていこうと、県との話合いの中で県議とも通じてやっていくことだと思えます。しかし、今取りあえず、取りあえずという言い方はないけれども、大規模指定既存集落の制度があることにより、そのことにより28件増えてきたということもありますので、それをまず今はその制度を生かしつつ、土地を取得してもらおうとか、1つだと

思います。

それから、特に農地法と都市計画法が絡んでくるのです。それで、その前に農振除外というのが、一番これが結構容易ではなくて、その上陽の7.4ヘクタール、上福島のところですか、あそこも数年前の議論ではとにかくいろんな人がいろんな企業から声をかけられたとき、町としてはまず農振に戻すことが一番早道ですよ、近道ですよというような形で、農振に戻していたことがあったと思うのです。それで、今度は戻したら農振面積の割当てみたいのがあって、板井のほうの20ヘクタールで使い切ってしまうと、今度ほかの余地がないのか、そういうのはまた担当課に聞いてもらえればいいのですが、この非常に農地法と都市計画法、そしてその権限は玉村町には決定権がなく、しかしまた農振除外ということで、また農地を守るという意味では非常にいいのです。これは大事なことのだけれども、非常に難しい、開発するには難しい状況があるということなので、その辺は担当課長、ちょっと説明してもらえますか。

◇議長（三友美恵子君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

玉村町の都市計画、また農業振興地域でもあります。そういったことで調和ということで非常に重視して開発していかなければならないと思います。また、昨年度景観計画というのもできまして、それに基づいて景観というのも非常に重要となると思っております。市街化調整区域の開発につきましては大規模指定既存集落についてはコミュニティーを破壊しない程度のことということで許可を受けてできるものということです。本来は積極的にどんどんということではないのですけれども、今の人口減少の中では建物が建てただけが大変ありがたいと思っています。

それ以外に人口は全国的に減っていくのですけれども、そこで玉村町文化センター住宅団地236戸、今年が第Ⅱ期で引渡しになりまして、これから家が徐々には建っていくと思います。また、スマートインターチェンジ北の開発についてもまだ先ですけれども、これから険しい山を登っていきますけれども、企業誘致ができた際には雇用の創出ということで、また住まわれる方、それをお膳立てすることも必要かとは思っているのですけれども、そういったことで人口減少を食い止めていくというふうな施策でいきたいと考えています。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 続いて、県のマスタープランでは、こう玉村町の問題点と課題を指摘しているのです。本区域は、前橋市や伊勢崎市のベッドダウンであることから、市街化調整区域において相当数の住居が立地しており、市街化区域における土地利用の高度化などを通し、町のまとまりを形成していくことが課題であると、県のマスタープランでこう指摘をしているのです。何となく言われていることが分かるような気がするのです。町のまとまり感が薄いかなど。これは、県に言われる

までもなく、やっぱり玉村町が抱えている課題ではないかと思うのですけれども、町長、この辺のマスタープランの指摘についてはどう受け止めでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 県に言われたくないと。すみません。でも、群馬県から見ると、そうに見えるのだと思います。

というのは、群馬県から見るといろんな自治体がありますけれども、それこそ山間部の自治体もあります。しかし、玉村町というのはそうではないのです。やっぱり平たん部の都市型な自治体です。そういうものを見て、全体から見ても、全体の1つの大きな面の中での一自治体という形で見ると、やはりかなり注目度の高い自治体だと見られているのではないですか。その中での今の指摘だと思いますので、それはそれとして受けて、では今度は町としてどうするのだという形で県といろいろな話し合いをしていくと、協議していくということに入れたらいいかと思います。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 続いて、問題というより、今度は課題の指摘をしているのです。また、鉄道がないから、バス路線網の再編や運用の工夫などを通し、車に過度に依存せず、公共交通機関を利用して生活しやすい環境づくりを進めていくことなども玉村町の課題であると、県のマスタープランはこう指摘をしているのです。まさに今玉村町が取り組んでいる公共交通網、BRTも含めてですけれども、その再編について指摘をしているので、これはにしっかり受け止めていきましょう。答弁は結構です。

なお、市街化区域縁辺部で、周辺の優良農地と調和した良好な居住環境が形成されているような市街地については適切に保全をしていくと。だから、今回の議会の中でも玉村町のいいところもあるということで、この景観も含めて適切に保全をしていくということになろうと思うのです。この辺はこれに書かれていますよということでお話しておくことにとどめます。

それで、県のマスタープランでは区域区分の有無及び方針ということで、要するに玉村町の都市計画が、これがなぜ必要かということを経営のマスタープラン審査会ではこれを指摘を、区分を定めるよう、これまで計画的な市街地整備が推進されてきた。人口は引き続き減少が見られるものの、製品出荷額は増加を続けていると予測されており、長期的な展望に立った計画的な土地利用を推進することが必要であると、こう指摘をしているのです。その上で、区域区分を廃止した場合は交通利便性の高い高崎玉村スマートインターチェンジ周辺や東毛広域幹線道路沿いの市街化調整区域などにおいて開発が進行し、無秩序の開発が進むおそれがあると。何かちょっと言われたくないような話なのですけれども、たしか石川町長と初めて出会ったのは広幹道の高盛り道の反対運動のときです。石川町長と、ああ、こういう人がいたのだなど。そのときは渡辺孝宏議員も、彼はまだ議員ではありませんでした

けれども、来て、月田議員もいましたね。そんな余計なことを言うてはいけないか。それで、私は商店街で持ち帰りのすしを玉村町では2店やっていたので、待てよ、あそこに道路ができて、高盛り道ということは周辺開発が全く望めないということで、それはかなわないなということで、何とかならないかということで、反対運動まではいかなかったのですけれども、異議を申し立てることで署名活動などをしました。もしあのときに高盛り道がどんどんできて形成されれば、玉村町は頭の上を通り過ぎて行ってしまふ町になってしまふ、すんでのところ逃れて、今道の駅等々いろんな開発が進んでいるわけですけれども、無秩序な開発は望まないところですが、やはり周辺の市町村に負けないくらいの沿道開発というのは私は必要ではないのかなと。角田町長のチラシの中でも、国道354号の沿道開発なんていうことを政策を掲げましたので、そういうのをどう。石川町長もそういう政策を掲げていますけれども、この辺は考えはどんな方針で臨もうとしているところでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 確かに今国道354号バイパスが玉村町だけ高盛り道路でできると。それも高規格道路だという言い方で来たのです。調べて、これは地域形成型道路だと。要するに道路を造ることによって地域を形成していく。地域に発展を持ち込むような、そういった形の道路だということを見つけて、土木事務所の所長と5回ばかり議論したことを思い出しましたが、やはり町の中心部に高い道路で通過するだけの道路ができてしまうと、町のその周辺というのは単なる通過道路になって、どういった形での開発というか、今の道路というのは非常に流通で大事で、多くの人を通りますので、そういう意味で平面道路化できていてよかったなど。だからこそ大事な道路として、大事な部分として、今後玉村町のための、どういった形で沿道開発していくかというのは慎重に、しかし積極的に進めていく必要があるかと思えます。

一方、玉村町のやっぱりまだまだ広い農地がありますので、この農地は農地として非常にいろんな意味での有用な意味をもたらしていますので、その農地の保全と開発するということの両方を農業者、そして大規模農業者というだけでは捉えられない小規模農業、小さな農業者でも生きていけるような環境も同時につくっていくというようなことも必要ではないかと思えます。非常に難しいバランスを取っていかねばならないのですけれども、そしてまたバランスを取って、こちらがプランしたとしても、今度は権限がないので、県に何を言われるか分からないという状況もありますけれども、とにかくしたたかに、しなやかに、こういう運動を計画というのは進めておく必要があるかと思えます。ぜひ皆様のご協力をお願いしたいと思います。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） やっぱり石川町長と古橋副町長は、もうその道の専門家なので、ぜひ期待をしていきたいと思えます。

次に、区域における特徴ということで、特記事項ということで、こうに言っているのです。関越自動車道高崎玉村スマートインターチェンジ周辺の新田地区や板井地区は、その広域交通の利便性を生かし、製造業や流通業が集積することを期待する。産業拠点としての位置づけをしてお墨つきを頂きました。スマートインターチェンジ周辺の開発というか、進行状況を今一生懸命進めているところですが、昨日来、いろんな人から質問が出ているので、あれですが、改めてスマートインターチェンジの開発の進行状況について説明を頂きたいと思うのです。

◇議長（三友美恵子君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

高崎玉村スマートインターチェンジにつきましては、現在県と、また農林調整等と済んでいる状況で、1月16日に町の都市計画審議会をさせていただきました。おおむね異議なしということで県のほうに報告しまして、県のほうの今後都市計画審議会にかかる予定です。昨日ちょっと触れましたが、当初5月というのが、もしかしたらずれ込むという情報も入っております。今年度20ヘクタールの土地につきましていろいろ調査を行っています。土壌調査とか測定の調査、それから不動産鑑定です。土壌調査につきましては、特に有害物質はなかったということで進めていきます。不動産鑑定につきましては、今鑑定が出るところですから、地権者の役員会に今後話をして、鑑定に基づいて協議、お願いをしていくという用地交渉をしていくということになります。それは、買収につきましては都市計画決定された後ということになりますので、夏以降になります。それから、不透明な点で埋蔵文化財、こちらについては面積が広いので、試掘するだけでもかなりの費用がかかっています。また、出たりすると本調査に入ると予算、それからスケジュールに影響を受けるようなこととなってしまいます。今現在おおむね順調ということで進めてまいります。企業局とも協議しておりまして、造成に係る土も、先にお話ししましたが土木事務所の河川改修の土を11万立米ほど頂きたいという事前協議をしております。今現在おおむね順調ということで進んでいますが、今後もまだまだ険しい道が続きますので、進めるよう努力していきたいと思っています。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） スマートインターチェンジ北の開発については、慎重な上に確実に進めていっていただきたいと思います。

最後の質問なのですけれども、物流総合効率化法の指定を受けている路線というのが、何か私がホームページなんかで見たときはそういう表現ではなかったのですけれども、制度が変わったのですか。その辺お願いします。

◇議長（三友美恵子君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

特定流通業務施設という、宇津木議員さん承知している3路線というのがあったと思います。ジェムコさんのところと上福島のところ、それから広幹道という3路線です。その路線としては廃止となりました。その3か所の位置づけは廃止となりました。ただし、その後特定流通業務施設という許可要件は残ってしまっていて、半径5キロ、5ヘクタール未満、その他マスタープランに位置づけられていること、これは該当していますが、そういったことに該当すれば特定流通業務施設というのは許可になる要件はそのまま残っております。

それと、新たに29年4月に大規模流通業務施設というのが創設されました。こちらインターチェンジからの距離とか開発面積5ヘクタール未満とかということで、貨物自動車運送業法とか倉庫業、そういうものに合致しているものについては許可要件を満たせばできるということになっています。特定流通業務施設は、ちょっと話は戻ってしまいますけれども、物流総合効率化法に基づいた認定を受けて許可を受けていくということです。物流総合効率化法は、物流の効率化、文字のとおりなのですけれども、今まではA社、B社が直接例えば東京まで運んでいたものを、途中鉄道を利用するとか、船舶を利用するとか、中継地点にC社というのが入って、そこから配送だけを担うとか、そういったあらゆる効率化のことをうたって認定を受けるわけです。またこれ認定を受けると、税制控除特例、固定資産税とか都市計画税、そういった2分の1、5年間補助とか、5年間4分の3で課税標準額という税制措置もありますので、非常に有効かと思えます。上福島地区についてのそこについては、町長答弁でもあったように、そういった民間事業者が現れて、そういった開発を進めていくことになれば、町は当然マスタープランにも位置づけられておりますので、そういったところをバックアップして協力していくという体制だと考えております。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） よく説明は分かりました。それで、上福島の7.4ヘクタールの土地なのですけれども、除外が済んで、また元に戻ってとか、複雑な経緯を経て、私が議員になったときのすぐ後からその話が持ち上がっている。だから、もう20年近く課題となっているのですけれども、一時は進出したいという企業の名前なんかも上がって、どうだなというふうなことだったのですけれども、この手続が非常に煩雑というか、難しく、とても県内のコンサルタントではやれないような難しい通産省の、経産省か、そこに通じたのでなければ駄目だということで、結局暗礁に乗り上げているのですけれども、どこでもどんどん開発を進めろとは言いませんけれども、やっぱり指定路線とか、そういう国の方針、県の方針に的確に反応し、そういう情報を得る中でそういうこともキャッチして進めていってほしいと思うのです。

インターチェンジから5キロ以内というと、玉村町の広い道路はほとんど該当するということですか、どうでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

5キロというのは、スマートインターチェンジもあり、高崎インターチェンジもあり、また五料地区のほうについては上里インターチェンジから直接距離で半径5キロ以内になります。17号を通過して、県道を通ってくると幅員は満たされると思っております。ですから、全域です。

◇議長（三友美恵子君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） いずれにしても優良農地は守るということを前提の上で、やっぱり町の発展のためには雇用創出とか、そういうことも含めて様々な制度を研究して、課題に、町の発展、元気のあるまちづくりにつなげてほしいということを求めて、一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

◇議長（三友美恵子君） 休憩いたします。11時25分まで休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時25分再開

◇議長（三友美恵子君） 再開します。

◇議長（三友美恵子君） 次に、3番原利幸議員の発言を許します。

〔3番 原 利幸君登壇〕

◇3番（原 利幸君） 3番原利幸、議長の許可を頂きましたので、通告書に従って一般質問させていただきます。

まず最初に、施政方針について。群馬デスティネーションキャンペーンでは、積極的なPR活動を行い、魅力発信をより強化、充実させ、交流人口や関係人口の増加を目指して町の魅力を高めていきたいということだが、どのような手法で、具体的に何をPRするのか。また、魅力づくり推進検討委員会とは何を目的に、どのような活動を行うのか。企画課と経済産業課の連携はどうするのか、伺います。

次に、2番目に空き家対策の進捗について伺います。近年、地域における人口減少や高齢化社会の進展、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化に伴い、使用されていない住宅建築物が年々増加している。特に適正な管理が行われなまま放置されている状態の空き家は、防災、防犯、環境、景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、既に地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしているものもあり、早急な対応が求められています。玉村町では、平成28年10月から11月に水道使用情報を使用し

て現地調査を実施し、平成29年2月から3月に各行政区に補完調査を依頼、空き家等の可能性がある建物を抽出した。結果として、玉村町には172件の空き家等が確認されました。

そこで、玉村町では、空家対策計画を策定し、平成31年4月より5か年計画で取組を始めています。開始から1年がたち、課題解決に向け進捗があったのか、基本目標に近づけたのか、確認したいと思います。

最初に、1番、玉村町空き家バンクへの登録件数、5年間で56件という基本目標がありましたけれども、その進捗はどうなったのか。

2番目に、玉村町空家除却補助事業件数、5年間で30件という基本目標に対して、住民の事業利用はどうなったのか。

3番目に、行政、住民、関係団体が連携し、様々な施策を講じることで空き家等の発生を抑制し、空き家等を現状よりも増やさないという基本目標に対して、具体的な取組はされているのか。

次です。玉村町の景観づくりについて。玉村町の景観と言えば、日光例幣使道の宿場町、利根川、烏川の水辺、上毛三山を眺望する田園風景などである。玉村町は、この景観資源を守り、生かすことで、町のさらなる発展につなげるため、玉村町景観計画を策定し、玉村町景観条例を制定した。平成31年4月1日施行の景観条例だが、田園居住ゾーン、市街地ゾーン、玉村宿重点景観形成ゾーンに分け、建築物や工作物の建設時に各種規制を設け、それを超える場合は届出が必要としている。この1年間に届出対象となる建築はあったのか。また、制限することにより景観が守られたと感じさせる事例はあったのか、伺います。

以上、1回目の質問とします。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 原利幸議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、施政方針についてのご質問にお答えいたします。群馬デスティネーションキャンペーンは、2020年4月から6月の3か月間、群馬県内の市町村や観光関係者と全国のJR6社などが一体となって行う大型の観光キャンペーンです。「心にググっとぐんま わくわく 体験 新発見」をテーマに、全国に誇る温泉や自然、歴史、文化遺産、グルメなど群馬の魅力を発信いたします。県では、昨年の4月から6月までを群馬プレデスティネーションキャンペーンの期間とし、5月14日にはヤマダグリーンドーム前橋を会場としまして群馬デスティネーションキャンペーン全国宣伝販売促進会議を開催いたしました。群馬観光大使の中山秀征さん、井森美幸さんらが司会を務め、群馬県内を吾妻エリア、利根沼田エリア、県央エリア、西部エリア、東部エリアの5つのエリアに分け、エリアごとに様々なPRを行いました。エリアごとのPRのため、各市町村に割り当てられた時間等には制限がありましたが、玉村町としてはグルメの紹介として、肉の駅、道の駅玉村宿の軍配山ラーメンに触れていただきました。また、PRブースでは、たまぶら散歩、玉村八幡宮、道の駅玉村宿のパ

ンフレットを配布し、たまたんも出演して玉村町をPRいたしました。会議後半のエージェント向けの懇親会であるレセプションでは、玉村町商工会に屋台コーナーを出店していただき、たまろんステイックを提供して好評を頂いております。

翌日の5月15日から16日にかけては、全国宣伝販売促進会議に出席された旅行者等を対象とした現地視察エクスカージョンを実施しました。現地視察の県央エリアコースの中で、玉村町としてはフレッシュベリー玉村と道の駅玉村宿にお寄りいただき、フレッシュベリーではイチゴ狩り体験を、道の駅玉村宿では軍配山ラーメン、メンチカツ、ロースカツ、コロッケの試食をしていただき、最後にお土産コーナーなどで買い物をしていただきました。

今年の4月から6月までが、群馬デスティネーションキャンペーンの本番期間となります。昨年のプレデスティネーションキャンペーンでPRさせていただきました様々な観光素材を旅行者等に活用いただき、デスティネーションキャンペーン本番の期間中に多くの方々に玉村町に立ち寄っていただきたいと考えております。

今後につきましては、県では来月の4月4日に高崎駅のペDESTリアンデッキを会場としてデスティネーションキャンペーンのオープニングセレモニーを予定しております。新型コロナウイルスの状況によっては中止する可能性もありますが、開催されれば玉村町としても参加し、町のPRに努めたいと考えております。町独自の取組としましては、町内で一番多くの方々へPRできる場所は道の駅玉村宿であると考えており、キャンペーン期間中のゴールデンウィークや玉村宿のイベント開催時に合わせて、町の花であるバラ苗の無料配布や道の駅のグルメを堪能していただけるような無料サービスなどを検討し、多くの方々に玉村町にお越しいたいただき、町のPRを行いたいと考えております。

次に、魅力づくり推進検討委員会とは何を目的に、どのような活動を行うのかについてお答えいたします。既に新井議員、小林議員のご質問でもお答えさせていただきましたが、町内に存在する魅力的な素材を地域の商品として活用するには、首都圏などへの情報発信やセールスを一元的かつ効果的に行う拠点となる組織が必要だと考えております。来年度には、玉村町の魅力素材のブラッシュアップや新たな素材の発掘、情報発信やセールスの方法、さらに拠点となる組織の検討を行うために、新たに魅力づくり推進検討委員会を発足させます。

拠点となる組織の検討については、本年度も他市町村の観光協会、類似の各種団体を訪問し、組織の運営状況等につきまして意見交換を行い、情報収集を行ってまいりました。各組織から提供いただいた意見、情報を参考に、組織の可能性やあるべき姿、方向性など、幅広く検討を進めるものでございます。また、本委員会で魅力づくり事業について検討するに当たりましては、企画課、経済産業課だけでなく、町の関係課が連携して取り組み、さらに情報発信拠点であります道の駅玉村宿にも委員会へ参加していただき、様々な分野と連携した事業検討を進めてまいります。

次に、空き家対策の進捗についてお答えします。玉村町空き家バンクは、平成31年4月より発足し、広報及びホームページへの掲載、空き家所有者への通知を行い、令和2年1月末までに多数の相

談があり、うち3件の空き家所有者と町の2者により現地立会いを行いました。令和2年1月末まで空き家バンクへの登録はゼロ件であります。当該3件の空き家が登録に至らなかった理由は、登録には空き家内部の写真をホームページに掲載することから、空き家室内の整理、清掃等をしてから登録したいという意見や、他物件を見てから登録の判断をしたい等の意見がありました。今後空き家の有効利用の観点から、空き家バンクの登録が増えるよう、先進地の取組等も調査研究してまいります。

また、玉村町空き家除去補助事業は、玉村町空き家バンク同様、平成31年4月に発足しました。今年度は6件分の予算を確保し、4件の申請及び補助に至りました。申請されなかった理由の多くは金銭的なことであり、補助金をもらったとしても、空き家除去にかかる実費が高いことを懸念している方が多数ありました。玉村町空き家バンク、玉村町空き家除去補助の両事業の今後につきましては、来年度以降も事業を継続する意向であり、空き家の有効活用及び空き家の減少に努めてまいります。

また、町内区長や弁護士等の有識者で構成する玉村町空き家等対策協議会において、玉村町空き家等対策計画に基づき、老朽化により倒壊等の危険のある空き家3件を特定空き家に認定し、指導、助言を行ったところ、1件の特定空き家の除去の確認ができました。来年度以降も本協議会を存続する意向であり、玉村町空き家等対策計画の推進のため協議を重ね、基本目標達成に向け努めてまいります。

次に、玉村町の景観づくりについてお答えいたします。平成31年4月1日に景観条例が施行されてから1年が経過しようとしています。この間の届出状況ですが、現在までに8件の届出がありました。市街化区域のほとんどを対象とする市街地ゾーンにおいては、工業専用地域内での工場等の建築に関する届出が3件、住居系地域での住宅分譲に伴う土地の区画形質の変更に関する届出が1件あり、市街化調整区域を対象とする田園居住ゾーンでは医療機関と保育所の建築に関する届出が2件、それに伴う土地の区画形質の変更に関する届出が1件、玉村八幡宮と旧日光例幣使道の周辺を対象とする玉村宿重点景観形成ゾーンではコンビニエンスストアの建築に関する届出が1件、それぞれ景観形成基準に適合しているかの審査を行いました。

特に玉村八幡宮と旧日光例幣使道の周辺を対象とした玉村宿重点景観形成ゾーンにおいては、景観づくりのあるべき方向として、旧宿場町の風情やたたずまいを大切にしたい町並みの保全を掲げておりますので、審査の際には歴史的景観への配慮として建物の外観に設置される看板について、通常の店舗に使用する色よりも落ち着いた色彩を使用するようお願いし、周囲の景観との調和を図っていただきました。景観づくりは、すぐに効果が表れるものではなく、1つ1つの積み重ねと長い時間が必要となります。今後も住民の皆様と景観に対する意識を共有しながら、景観づくりを進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

◇議長（三友美恵子君） 3番原利幸議員。

〔3番 原 利幸君発言〕

◇3番（原 利幸君） 引き続きまして自席より質問を続けさせていただきます。

まず、施政方針についての中で観光についてのお話なのですが、話の中で観光資源という言葉

葉がよく出てきます。観光資源として見ているのは玉村八幡宮だったり、道の駅だったり、肉の駅とか、いつもいつも決まり切ったものが言われてきているのです。それだけではしょうがないから、新たな素材を探して、魅力ある素材を探しましょうということなのでしょうけれども、私の感覚だと、観光資源というのは人が来てもらえるだけではなくて、交流人口が増えるのはいいことなのですが、それによって経済的な効果があるというのが最優先だと思うのです。ですから、その辺の考え方は今のところどういう感じになっているのですか。

◇議長（三友美恵子君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおりで、関係人口づくり、交流人口づくりというのは非常に大事で、玉村町に訪れていただいて、玉村町を知っていただきまして、それであわよくば玉村町に住んでもらいたいなというふうになれば、これはまた一番最高なのですけれども、それはちょっと1つ置いておいて、観光としては確かに来ていただくだけでなく、町内の施設、お店とかに当然お金を落としていただくというのが一番重要なのかなと思います。ホテルとか温泉があれば、そういったところに泊まってもらうということで自然とお金が落ちるのですけれども、玉村町の場合は今までのご質問にもありましたように、ちょっと温泉とかがない。当然宿泊施設もないものですから、何にお金を落としていただくか、消費をしていただくかというのも非常に課題となっております。玉村町の場合ですと食肉の市場がありますし、また全国で珍しい食肉学校なんかもありますので、そこで良質なお肉なんかが供給されているということがあります。ですので、その辺の素材を使いまして、そういったお肉や品物、加工品を提供していただいているお店なんかもどんどん宣伝をして、そういったお店に来ていただいて、食べていただくというような形でお金を落としていきたいのも1つまずあります。

また、イチゴにつきましても非常に好評を得ておりまして、ふるさと納税という形で非常に伸びているようなところがあります。先日もふるさと寄附をしていただいて、そのイチゴを食べた方から、これは私の今まで食べたイチゴの中で一番人生の中でおいしかったというようなことを言ってくださりまして、これを活用しなかったらもったいないよというような言葉もいただいておりますので、そういったものを素材として磨き上げて、玉村町の特産みたいになっていければいいなと思っていますし、今回提案させていただいています検討委員会で、職員だけではなくて、そのメンバーになっていただいた方にいろいろなそういうアドバイスというのですか、こういうのもあるよとか、こうにしたらいいのではないのかというようなものも教えていただきながら、これをやっていくのだというものを見つけれればいかなというふうに考えております。

◇議長（三友美恵子君） 3番原利幸議員。

〔3番 原 利幸君発言〕

◇3番（原 利幸君） 玉村町に来てくださる一般の方が、町の中で消費をしていただくというふう

に考えると、何かサービスを受けるとか、物を買うとか、物を買うところはないと先ほどさんざん言っていましたけれども、あとは飲食店で飲食をするというようところが主な消費の内容になるかと思うのです。

玉村町というのは、案外気づいていないのですけれども、飲食店がたくさんあるのです。大手のところとか有名どころはないのですけれども、個人でやっているような小さな飲食店が通りからは見えないのですけれども、住宅地の中とか奥まったところに個人店がいろいろやっている実態があるわけです。その飲食店なのですから、多分全貌を知っているような方はいらっしゃらないのだと思うのですけれども、大体何軒ぐらいあるのだから、把握していますか。

◇議長（三友美恵子君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 申し訳ございません。店舗数につきましてはまだ把握しておりませんです。

◇議長（三友美恵子君） 3番原利幸議員。

〔3番 原 利幸君発言〕

◇3番（原 利幸君） 私も知らないのですけれども、知らないから聞いてみたのですが、何かざっと感覚的に50軒以上はあるのではないかなというようなイメージがあるのです。いろんな業種というか、種類の飲食店がありますので、それだけあれば1つのリストというか、本はできないでしょうけれども、何ページも紹介のページが作れるのではないかと思うのです。

これは結構重要だと思うのです。紹介しないと知らない。町に住んでいる私たちも実は知らない。町民も本当はそういう情報があったら、そういうお店に行くかもしれないようなお店というのがたくさんあって、議員さんたちは結構いろんなところへ行っているから結構知っているかと思うのですけれども、大概夜なのですけれどもね。そういうのを町が情報を集めるのか、また何とか委員会が集めるのか、それに参加する有志の人が集めるのか、地域おこし協力隊の方が集めてくれるのか、それはいろいろ手法としては考えられるのですが、ぜひ1度町内飲食店一斉調査みたいのをやって、お店の紹介ができるような状態にしたらどうかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） お答えいたします。

以前ガイドブックと申しますか、チラシと申しますか、町内のお店を紹介させていただくようなものを作ったことがあったかと思えます。もうちょっと在庫がなくなっているかもしれません。それももちろん全部ではなくて、一部の紹介にとどまっていたかなと思えます。議員のご提案のとおり、すぐにはちょっと難しいのですけれども、もしこういった検討委員会が立ち上がって、いろんなそういう方々から情報なども頂きながら、ちょっとリストアップと申しますか、考えていきたいと思えます。

昨日もちょっとお話したかと思うのですけれども、特定のところだけに利益が集中するのではなくて、やっぱり町が取り組む以上は、本当に隅々まで経済的な部分も含めての利益循環がないと駄目だと思います。町がやるわけですから。そういったところもちょっと十分注意しながら、多くの方に恩恵といったらちょっと言い方は、もっといい言葉があるのだと思うのですけれども、そういった形でちょっと利益循環を考えてはいきたいと思います。

◇議長（三友美恵子君） 3番原利幸議員。

〔3番 原 利幸君発言〕

◇3番（原 利幸君） 玉村町に住んでいる私たちもぜひそれが欲しいです。ですから、なるべく早めに取り組んでいただいて、作っていただくことを期待しております。

続きまして、空き家バンクの話になります。空き家バンクが最終的に1年間で登録がゼロだったということなのですが、私個人的にかなり期待しておりまして、よくホームページを見ていたのです。全然上がってこないで、どうだったのだろうということを思っていたのですが、実は相談はあったと。でも、内部写真を出すのが恥ずかしいからということ。人様に見せるような場所に出すのは諦めたということらしいのですけれども、ちょっとこの計画の話になりますけれども、基本的な目標が5年間で56件のバンク登録というような数値目標を立ててしまっています。まだ1年ですから、最初だからそんなにいかないだろうとは思ったのですけれども、ある程度進捗していないと、この計画が目標達成が危ういのではないかと思うのです。順調にっていないというような見方なのですね、私としては。順調にっていないので、この辺でこの1年間で評価をしたときに見直しをすべきだと思います。見直すところは、計画を見直すか、やり方を見直すか、そのどちらかなのです。それどちらにしますか。

◇議長（三友美恵子君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

おっしゃるとおりです。基本目標に掲げた5年間で56件ですね、空き家バンク。それから、除却については5年間で30件と、合計86件ということで、それ以外については当初172件ということで判明したわけなのですが、その半分は自助努力によりということとなっております。自助努力ですので、町としてはホームページや広報で積極的に促して、ご自身でやっていただきたいというのが願があります。残った半分については施策により解決していくということで、当初設定した施策が空き家バンクということと除去に補助金を出してということで、二本立ての施策で考えていたわけです。ですけれども、除却のほうは6件中4件ですので、まあ、あったということなのですが、バンクのほうは先ほど答弁にもありましたように、家の中を片づけてとか、1番では嫌だとかということで、ちょっと相談はあったけれども、登録していただけなかったということもあります。空き家対策についてはそれ以外にもほかの市町村等の施策も参考になりますので、今後はそういったまた新

たな施策の取組についても検討していきたい、考えていかなければならないと思っています。

空き家バンクについては、今回登録なかったのですけれども、国のほうで全国的にやっているアットホームというところもあります。それも伊勢崎市をはじめ8市町村が参加しています。もう一個、ライフホームズというのですか、そういう登録制度、それは伊勢崎市さんをはじめ6市町村が登録しているのですけれども、こちらについても進捗はあまり図られていないような状況です。他市町村の状況ですけれども、伊勢崎市5件、神流町1件とか、成約もしたところもありますけれども、ほか甘楽町、吉岡町、昭和村というところでゼロ件ということで、ちょっとこのバンクについては施策としては厳しいのかなというふうなことを実感しております。

また、除却につきましては4件ということで補助を出したということもあって取り組んでいただいたということです。あと1件は特定空き家に認定しますよということで、3件協議会をかけて認定したわけなのですが、そこを認定されましたということで促した結果、1件の方が自主的に取壊ししていただいたということで、こちらについてはよかったと思います。ですので、今後は特定空き家、協議会を通してですけれども、そういった危険を及ぼすような、衛生上よくないような、そういったものについてはピックアップをしていって認定していくと。認定されると、その後税控除、勧告まで受けますと税控除がなくなりますので、税金が上がる前に撤去してくださいというような促しをお願いとしてやっていければと思っています。

条例には、計画の見直しというのは協議会において行うこととなっておりますので、今後については計画の施策の見直し等については協議会を通して、その前には庁内の委員会を開催して意見を頂きますけれども、そういったことで施策については対応していきたいと考えております。

◇議長（三友美恵子君） 3番原利幸議員。

〔3番 原 利幸君発言〕

◇3番（原 利幸君） 計画を見直すというような感じで対応していただくということになるかと思っています。

除却に関して4件、実際に補助制度を利用していただいたということなのですが、この4件は金銭的な問題がなかったというようなことなのだと思うので、一応解体費用がそれぞれ幾らぐらいかかって、補助金をどれぐらい使っていたのかを教えていただいてもいいですか。

◇議長（三友美恵子君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

町のほうに申請していただくときに町内業者さん等の見積りをつけていただきます。おおむね適正であれば、そのとおりの50万円、最大限度額50万円をお支払いします。2階建てと1階があるので、1件目の方が111万2,400円、2件目の方が143万円、3件目の方が200万円、4件目の方が334万7,000円という見積りで申請してあります。それで解体しまして、そ

のうちの50万円、きれいになった後ですね、こちらのほうで写真等でも確認して、お支払いしたという経過でございます。

◇議長（三友美恵子君） 3番原利幸議員。

〔3番原利幸君発言〕

◇3番（原利幸君） 除却の補助事業というのはぼちぼちうまくいっているというような判断をしてもいいのかなというふうに感じます。それぞれの解体したお宅、建物がなくなったら更地になりますでしょう。そうすると、更地の利活用というのはその後どうなっているか、把握していますか。

◇議長（三友美恵子君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） 一件一件そこまでお聞きして、どうするかというのはちょっと伺っておりません。

◇議長（三友美恵子君） 3番原利幸議員。

〔3番原利幸君発言〕

◇3番（原利幸君） 不動産の流動化というのも、この対策の目的の1つですから、その後どういうふうにご利用されていくのかというのも注視していくべきだと思いますので、ぜひお願いいたします。この除却事業に関しては、実際に補助制度を使われているので、もともと立てた目標、5年間で30件でしたか、はそのままいくという形でよろしいですか。

◇議長（三友美恵子君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

補助制度につきましては、5年間で30件という目標に向かって努力していくということでありませぬ。こちらについては、新年度予算でも確保はしているのですけれども、こういったことが伸びて補正予算を頂けるような、そういうような形になればいいのかなとは思っております。

◇議長（三友美恵子君） 3番原利幸議員。

〔3番原利幸君発言〕

◇3番（原利幸君） この空き家等の対策について、国の税制改革がありまして、このためではないかと思うのですけれども、少しは対策に使えるような税制の改革があつて、令和2年度から始まるようなのがあるのです。主に固定資産税については所有者不明の物件について使用者に課税することができるか、所得税の空き地等の未利用土地等を譲渡したときに所得控除が受けられるような、そんなような改革が始まるのですけれども、詳しいことは税務課長に説明していただきたいと思うのですけれども、お願いします。

◇議長（三友美恵子君） 税務課長。

〔税務課長 齋藤修一君発言〕

◇**税務課長（齋藤修一君）** 原議員のご質問に回答させていただきます。

令和2年の税制改正におきまして、所有者不明土地への課税の対応ということで、空き家等とはちよつと違いますけれども、所有者が分からなくて使用者がいるというような土地や建物の課税になってきます。市町村が一定の調査を尽くして、所有者が明らかにならない。そういう場合には、使用者を所有者とみなして固定資産税のほうを課すことができるようになってきます。今現在は、固定資産税については所有者課税ということになっていますので、所有者でないと課税ができないような状況になっております。

ケースといたしましては、登記が正常に記載されていない土地で、店舗等を営業しているようなケース。また、外国籍の所有者が死亡して、相続人が特定できないケース。それと、登記名義人が死亡し、親族が全員相続放棄をした土地家屋に登記名義人の生前からの賃借していた者が住居を継続しているようなケースです。それと、全員が相続放棄したにもかかわらず、親族と関係者が死亡した登記人名義の土地、家屋に居住を続けるケース、こういったケースについて使用者に課税ができるような形になってきます。また、市町村が条例を制定すれば、登記上の所有者が死亡している場合に、現所有者にその氏名、住所、その他固定資産税の課税徴収に必要な事項を申告させることができるようになりまして、罰則規定も設けられることになっております。

それと、低未利用地の土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設ということで、こちらについては空き地、空き家、空き店舗、そのほか耕作放棄地や管理が放棄された森林や一時的に利用されている資材置場や青空駐車場などの取引価格が低価なそういう土地等の場合に、100万円の特別控除が新設されるというものでございます。

以上でございます。

◇**議長（三友美恵子君）** 3番原利幸議員。

〔3番 原 利幸君発言〕

◇**3番（原 利幸君）** そういう制度が始まりますから、使えるところは使って利用していただいて、新たな取組をお願いしたいと思います。

玉村町、先ほどの宇津木議員の話でもありましたけれども、なかなか家を建てるところがない、使える土地がないというのはもう分かっていますので、この空き家と空き地、その辺が流動化して、新たに家を建てられる、住む人が住むことができるというような状況にするというのがとても重要だと思います。大規模指定既存集落の28件なんかよりも圧倒的に多い172件の空き家があるわけですから、それが再利用できるようでしたら、文化センター周辺の住宅地並みの規模なのですから、ぜひこの辺をよく考えた上で、今後も丁寧な対応をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

◇**議長（三友美恵子君）** 休憩いたします。午後1時30分に再開いたします。

午後0時3分休憩

午後1時30分再開

◇議長（三友美恵子君） 再開します。

◇議長（三友美恵子君） 次に、4番月田均議員の発言を許します。

[4番 月田 均君登壇]

◇4番（月田 均君） 議席番号4番月田均です。議長の許しを得ましたので、通告書に基づき一般質問を行います。

12月の一般質問から3か月、年も替わり、町長も替わりました。新しい気持ちで一般質問を行いたいと思います。ところで、私は先月スマホを交換しました。今使っているスマホが古くなったということと、やはり年寄りには新しく高いスマホを買えと言われたので、新しいのにしまして、非常に快調に動いています。非常にいいのですけれども、私も新しい機能というか、目覚ましを新しく設定いたしました。この目覚ましは非常にまた素晴らしいというか、すごいなと思っているのですけれども、私は6時38分に設定しています。音楽が鳴るのですけれども、その次にどういう放送が流れるかという、「きんさん、おはようございます」と言うのです。私は「ひとし」というけれども、何か「ひとし」が読めなくて「きんさん」と言ってきました。今日は3月10日ですね。下之宮の天気は曇り時々雨と言うのです。さらに、きょう9時から議会があるという、そういうことも音声で教えてくれました。非常にいいなと思ったのですが、そのスマホの下の方に文字情報がありまして、ニューヨークダウが1,800ドル低下と、取引一時停止ということで、これ大変なことになるなと。コロナウイルス、やっぱりここまで来たかなという感じです。私の財布、決して厚くない財布なのですけれども、非常に打撃を受けたということで、今朝なかなか元気がなくて出てきたのですけれども、今日は私の財布に入ったコロナウイルスを吹き飛ばすように、頑張って一般質問していきたいと思います。

質問は6項目です。まず、第1の質問、玉村町の介護保険料についてお聞きします。住民の方から玉村町の介護保険料はなぜ県下一高いのかとの質問を受けることがあります。原因は幾つかありますが、皆さんの収入が高いことも1つの大きな要因ですと答えています。なかなか理解してもらえないようです。ところで、県下一高額なことについて、町はどのように考えているか、お聞きします。

続きまして、SDGsへの取組について。新聞等でSDGsというアルファベットを見かけるようになりました。「エスディージーエス」ではなく、「エスディージーズ」と言うそうです。Sustainable Development Goalsの略称です。全ての人が幸せに暮らせる世界をつくるために、国際連合で採択された17の目標を示していますけれども、町長の胸にSDGsの

バッジが見えますけれども、SDGsに対してどのような認識を持っているか、お聞きします。

続いて、第3の質問、国土交通省管轄の利根川・烏川の河川改修について。利根川河川改修事業が行われております。下之宮の区域では、1年ほど前から川底にたまった土砂の撤去作業が行われています。これから上流に向かって改修工事が進むとのこと。この工事については、県から細かい説明がされています。ところで、五料地区や小泉地区では、国土交通省による河川内の木の伐採、土砂の撤去作業が急ピッチで行われていますが、この工事については施工業者からの工事のお知らせのみで、詳しい説明がありません。どのような工事なのか、お聞きします。

また、今後国が実施する工事について、住民に事前に伝えることはできないものか、お聞きします。

第4の質問、避難所へのペットを連れての避難について。玉村町は、災害時のペットを連れての避難を許可していませんが、自治体によっては獣医師会と愛護動物の救護活動に関する協定を結び、許可しているところもあります。玉村町でも今後検討すべきと考えますが、町の対応についてお聞きします。

続いて、第5の質問、ピロリ菌検査の実施について。昨年9月議会の一般質問で、胃がん対策としてピロリ菌検査の実施を提案しましたが、死亡率減少の判断証拠が不十分であり、現状では町の検査に追加できないとの回答でした。しかし、効果ありと判断し、ピロリ菌検査を実施している自治体もあります。再度確認し、回答を求めます。

最後の質問、玉村町ホームページ変更のコンセプトについてお聞きします。玉村町のホームページが変更されました。変更コンセプト、改善点についてお聞きします。

以上で第1回目の質問を終わります。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 月田均議員のご質問にお答えいたします。

初めに、介護保険料についてのご質問にお答えいたします。まず、介護保険料の算出方法についてですが、介護保険事業に係る費用は利用者負担を除いた給付費の2分の1を国、県、町で、残り2分の1を介護保険料で負担することを基本としております。介護給付費は、市町村ごとに介護利用実績額と将来の利用人口から介護利用状況を推測して、介護給付費を算出します。この介護給付費の2分の1を介護保険料で負担することとなり、そのうち約半分を65歳以上のいわゆる第1号被保険者の保険料で賄うことになっております。つまり玉村町の介護利用の実績が、介護保険料に反映することになります。

平成30年度から令和2年度までの第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における保険料率については、玉村町の利用実態から標準給付費、地域支援事業費が増加し、国庫補助である調整交付金の不交付もあり、増額改定は避けられませんでした。令和3年度からの第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画においては、介護予防や介護度が高くない施策及び適正な事業の推進に一

層努力し、できる限り上昇を抑制できるよう努めていきたいと考えております。

高齢者の多くが、できる限り住み慣れた家庭や地域で老後生活を送ることを希望しています。そのためには、高齢者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止といった制度の理念を堅持することが重要であると考えております。介護保険制度の持続可能性を確保するため、引き続き適正な要介護認定、保険料の収納強化、適正な保険給付に努めるほか、当町が展開する様々な介護予防施策により介護予防、重度化防止のさらなる推進を図っていきたいと考えております。

SDGsへの認識についてお答えいたします。月田議員もご存じのとおり、SDGsは2015年9月に開催された国連サミットにおきまして、国際社会全体の2030年までの持続可能な開発目標として採択されました。これを受けて、日本政府はSDGs推進本部を設置し、実施指針を決定いたしました。2017年12月に閣議決定したまち・ひと・しごと創生総合戦略改訂版では、地方創生の一層の推進のためには地方公共団体においてもSDGsの目標達成のための取組が必要であるとしています。

このSDGsの考え方は、既に実施している当町のほぼ全ての施策に通じるもので、特に国連が提唱している、誰一人取り残さない持続可能な社会をつくることへの取組や、今後の地方公共団体の運営に当たり、私たち為政者が常に持ち続けるべき観念であると認識しております。町の施策や事業において、この考えを積極的に取り入れ、社会的役割を果たしつつ、持続可能なまちづくりを進めてまいります。

次に、国土交通省管轄の利根川・烏川の河川改修についてお答えいたします。質問のありました小泉、五料地区の河川内の工事につきましては、平成30年に閣議決定された防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急計画に基づき、流下阻害を防止するため、樹木伐採、河道掘削を国が行っているものです。利根川につきましては利根川上流河川事務所八斗島出張所が、烏川につきましては高崎河川国道事務所がそれぞれ工事を行っています。工事内容等の説明につきましては、今後は発注者である国側からも事前に関係各区に説明、情報伝達等を行うよう求めていきたいと考えております。

次に避難所へのペットの持込みについてお答えいたします。ペット愛好家の方々にとって、ペットも家族の一員という意識は当然であり、昨年の台風19号の際には全国的にペットの同行避難が注目を集めたところですが、ご質問の避難所のペットの持込みについてですが、ペットを受け入れるにはペットの鳴き声や臭い、他の避難者に危害を与えないか、また動物アレルギーなど他の避難者の健康への影響についても考慮しなければなりません。玉村町でも、台風19号の際は、避難所でのペットの受入れについて問合せが多数ありました。その際は、臨時的に役場ロビーをペットの避難所としましたが、ペット同伴の避難者数により、候補となる避難場所の選択肢が限られてきます。また、近隣市町村においても対応に苦慮しているとの話を聞いております。玉村町といたしましては、今後国のガイドライン等を基に同行避難者の受入れやペットの管理スペースの確保など、同行避難に関する基本

的事項の研究に努めてまいります。

次に、ピロリ菌検査の実施についてにお答えいたします。現在がん検診は、健康増進法に基づく健康増進事業として市町村において実施しており、がん検診の実施等に関して必要な事項につきましては、厚生労働省におけるがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針を定め、科学的根拠に基づくがん検診を推進しております。胃がん検診の実施においても、厚生労働省がん検診の在り方検討会における有効性評価に基づく胃がん検診ガイドラインを基に、胃がん検診の複数の観察研究における死亡率減少効果を示す相応な証拠があり、対策型検診としてバリウム検査と胃内視鏡検査のみが住民への検診形態として推奨されております。

一方、このほかのペプシノゲン検査やヘリコバクターピロリ抗体検査の単独及び併用法は、死亡率減少効果の有無を判断する証拠が不十分であるため、利益と不利益のバランスが判断できず対策型検診としての住民への検診形態としては、現在も国、県からがん対策の検査として推奨されておられません。一般にピロリ菌感染者の10から15%が消化性潰瘍を発症すると言われており、ピロリ菌感染後、数十年で3ないし5%、研究者によっては10%程度が胃がんを発症すると言われております。したがって、ピロリ菌感染者全ての人が胃がんを発症するわけではなく、胃がん対策としてはバリウム検査や胃内視鏡検査などにより胃の異常を確認して、生体検査を行うほうが有効であるという認識であります。ピロリ菌の検査、除菌ががん発症を抑制する効果は認識しておりますが、税金の使途として適当かどうか、引き続き国、県の動向を踏まえ、研究してまいります。

次に、玉村町ホームページ変更のコンセプトについてお答えします。まず、基本的な方針として、閲覧者が目的のページに到着しやすく、より使いやすいホームページを目指しました。デザインにつきましては、バラのイラストを入れながら、温かく優しい色合いに変更したほか、目的の記事を探しやすくするため記事カテゴリーの見直しを行いました。また、ホームページ全体に暗号化されたHTTPS通信を取り入れ、記事の改ざんやアンケートデータの盗聴などを防ぎ、安全性を向上させました。トップページには、スライドさせる画像やチラシ、動画を入れて、町の魅力やお勧め情報を発信できるようにしました。現在入り口のページでは、第1回から第3回たまむらの風景フォトコンテスト作品から数点をスライドさせております。

このほかにホームページの更新作業は職員自ら行っているため、操作性に優れ、作業しやすいものであること、運用コストを以前より抑えることを考慮いたしました。1月27日の公開後も微調整を加えており、今後も見やすく、利用しやすいホームページを目指していきます。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） では、自席から質問させていただきます。

まず、介護保険料なのですが、介護保険料県下一というのは確かに気になるのですけれども、10年間で玉村町の介護保険料はどのように変わったか、どのくらい増えたか、分かりますか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） 月田議員のご質問にお答えいたします。

およそ10年前といいますと、計画期でいいますと第4期あたりかと思えます。第4期のときに基準額といたしましては3,900円、第7期、現在です。現在は6,870円となっております。増加にいたしましては2,970円増えておりまして、およそ1.8倍となっております。ここだけを切り取りますと、高いというのがお分かりにはなると思うのですが、第6期から第7期の介護保険料のところにつきましては値上げ幅が560円ということで、値上げ幅だけの順位でいきますと10番目ということになります。

議員各位ご存じのとおり、第6期では借金を返しつつの運営となっております。借金を返しつつの運営で第7期で560円の値上げと、これは大分介護保険の運営としましてはうまくいったほうではないかと思っております。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 1.8倍、いろいろ理由はあつてということなのですが、町の一般会計が10年でどのくらい増えたかという、約19%くらい増えていると。国の予算からすれば10%そこそこ、日本のGDPからいけば1桁ということで、そういう面から比較すると介護保険料の伸びというのは非常に高いということです。これだけはちゃんと皆さん認識していると思うのですが、

介護保険料、今年の保険料を見ますと、異常に低いところがあつたのです。それが草津町だったので、これが月3,300円というので、玉村町の半分以下ということなので、これはなぜこんな低かつたかということをお調べすることがあります。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） 草津町に直接聞いたわけではございませんので、私の意見というところでお聞きいただければと思うのですが、草津町は高齢者の事業所というのが13か所、玉村町はいろいろありますが、延べ数なので、81か所ということで、介護保険の事業所につきましては大分多いと思っております。なので、多いということは、一般住民の方の使いやすさということもあると思えます。

それから、あと草津町におきましては自営業の方が多く、例えば年を取っても活躍する場があるというところだと思います。例えば旅館ですとかお土産屋さんとかというのは年を取ってもやっているとあるのではないかと。それから、あと自営業の方が多いということは、おうちにいらっしゃる方が多いので、もしそういう状態になつたとしても面倒を見てくださいる方がいると。玉村町は

どちらかという、サラリーマン家庭が多いということで、一緒に住んでいたとしても、昼間はお年寄りの方が1人になったり、2人になったりしてしまうという状況があるので、なかなか昼間の介護ができないという状況があるので、玉村町はやはり介護保険を使って、その辺の負担を少なくしているというような状況があるので、玉村町は使いやすいのと、あと使う理由が多いというところがあると思います。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） そうしますと、草津町は低くなる条件ですね、施設が少ない。仕事をする場所があって、あと面倒を見てくれるという3条件そろっていると。逆に玉村町は高くなる3条件がそろっているというふうな見方もできるのですけれども、必ずしも介護保険料が高いのは悪いとは思わないので、私は今から十数年前かな、うちの母親が具合悪くなって、太田市のほうに行ってみたり、伊勢崎市に行ってみたりということで、当時玉村町にはなかったのも、そういう面で苦勞したことがあるのですけれども、そういう面からすれば高福祉高負担ということで、ある程度理解は私はできると思うのですけれども、それはそういうことを話していいと思うのですけれども。

ただ、よく聞くのですけれども、私筋トレなんか行くのですけれども、皆さん筋トレに行く人はみんな元気なのですけれども、国民健康保険は払う人と使う人が一対です。風邪を引かない人はいないから、大体1年に1回は病院に行くと、医者に行くのですけれども、介護保険の場合には払う人と使う人というのは必ずしも一致していないということで、そういう面で筋トレに行っている元気な高齢者の話からすると、非常に高いなということです。この金額も非常にアップしているということで、皆さん心配しているのですけれども、その対策というのはなかなか難しいと思うのですけれども、下げるのは。ただ、玉村町もいろいろ何かやっているという話なのですけれども、具体的にこれだというのがあれば、ちょっと説明していただきたいのですけれども。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 月田議員の質問にお答えいたします。

月田議員が実行されています筋トレや、それからふれあいの居場所など、予防に特化したところに皆さんが参加していただいて、少しでも要介護もしくは要支援等にならないように予防していただくというところが一番だとは思いますが。それで、介護保険料の対策について私はいつも思っているのですけれども、高齢者の自立、それが予防です。それから、あと地域の住民力というところで、地域の方の支え合い、例えばごみ出しだったり、それからあとよく言われる電球の交換だったりというのを、昔でしたら、いいよ、いいよ、やってやるよとかというところが、今は疎遠になってなかなか頼めないとかというところがあるとは思っているのですけれども、その辺のまた地域のコミュニティーの構築というのが、今後の介護保険料の削減というか、抑制につながると考えております。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） なかなか難しいと思うのです。私も今言った筋トレというので、長寿会に入っているの、行ってやるのですけれども、やり方とすれば筋トレを30分を2回というのをほとんど多いと思うのですけれども。何年か前にストレッチという話がありまして、うちもストレッチを始めました。私は大体七、八割は参加するのですけれども、私が参加したときはストレッチをやる。私が参加していないときはやらないというふうなところでうちはやっています。ただ、ほかに行って説明したのだけれども、やっぱりやってもらえないところもあるのです。中には、1度行ったのです。そうしたら、ビデオなんか用意しているのです。ビデオなんか撮られて恥ずかしい思いをしたのですけれども、そのところはずっと続けてやっているというので、熱意というのものもあるのかもしれないけれども、1つ言われたのは、筋トレは音楽があってリズムがいいのだと。ただ、ストレッチはそういうリズムがないので、何となくやりにくいという話をされていました。そうかなと思ったのです。

あと、私が感じているのは、筋トレとストレッチが同じCDに入っているならいいのですけれども、年配の人の80近くの女性の方なんか、CDを出して、また入れ替えて、それがすごく面倒です。やはりハードルが高いなという感じがするのです。いつも入れっ放しで、スイッチを入れるとなれば最初は筋トレやって、筋トレソングを歌って、ストレッチというのでできるのですけれども、その辺が結構ハードルが高いのかなという感じがしているのです。私とすれば、確かに筋トレもいいのだけれども、ストレッチはいいですね。筋トレして感じて、皆、私が子供のときにお嫁に来た人がいっぱい入るのです。あまり女の人は年は取らないのですけれども、やっぱり体が硬くなっているなど、背中が丸くなっているなという感じがするのです。それを直していくのは、筋トレでなくてストレッチだなと。私なんかやっても、やると調子がいいので、地域包括支援センターの方が来て、筋トレの講習なんかは何回かやっています。そのときも筋トレだけなので、その辺を両方入れてもらってやれば、私はいいなと思うのですけれども、その辺はどうなのですか。ちょっとお聞きします。

◇議長（三友美恵子君） 副町長。

〔副町長 古橋 勉君発言〕

◇副町長（古橋 勉君） すみません。私も運動が好きなもので。

ストレッチについては、例えば腕だとか足だとか、いわゆる可動領域、動く範囲が現状維持より広がるということなのです。スポーツ選手がやっているというのは、できるだけ体を柔軟に動かせると。そうすることによって筋肉を使わなくなる。筋肉を使わなくて、広い範囲が動けるとというのがストレッチの目標なので、筋トレも大事ですし、今月田議員がおっしゃるように、ストレッチすることによって足が転ぶときに必要以上に広がったり、柔軟な対応ができるということで、大変効果が高いと思っております。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

[4番 月田 均君発言]

◇4番(月田 均君) ストレッチ運動に対して1つ、私のクレームというか、意見を言わせてください。

まず、スタートが足を持ち上げて、こうにするのです。体が硬くなっているときにあの足をやると、私はその場で足がけいれんしたりなんかあったのです。やっぱり体を柔らかくしてから、一番きつい運動が一番最初に入ると。ちょっと私はやり方というか、少し変えてやったほうがよりいいのではないかと思うのです。ストレッチというより柔軟ですね。体を柔らかくするということは、筋力をつけるのと同じように大切なので、ちょっと気になったのは予算で、筋トレの予算が減っていますね、ここ何年か。要するに減ってきているのです。それをもう少し上げてもらって、新しいCDを作るぐらいのことは私はやってもお金かかるわけではないし、ぜひどうですか。副町長、そういうのは。

◇議長(三友美恵子君) 月田議員、少し問題の趣旨から離れていると思うのですが。

[4番 月田 均君発言]

◇4番(月田 均君) 分かりました。その辺を検討していただきたい。

では、続けて次の質問に移らせていただきます。SDGsなのですけれども、私がなぜこの質問をしたかということなのです。私は、今年までSDGsという言葉を知らなかったです。「エスディージーエスとは何だ」と若い子に聞いたら、「エスディージーズですよ」と言われて恥ずかしい思いをしたのですけれども。あと、この先月の2月5日です。岡山県の真庭市というところから議会への視察がありました。非常にしっかりやっていて、議会だよりも内容が濃くて、いろいろ教えられたことが多かったのですけれども、そこの地域は面積が828平方キロメートルということで、玉村町と前橋市と伊勢崎市を合わせたより、さらに大きな広い場所でした。そこに4万3,000人ぐらい住んでいるということで、非常に森林が多いということで、そこに生えている広葉樹林を基にしてバイオマス発電を実施しているということでした。やはり持続可能な社会を目指しているということで、私非常にいいなと思ったのです。その話をいろいろ議員の方に聞いたのですけれども、何か玉村町でやることがあるのですかね。田んぼに太陽光でも乗せるのですかねと言ったら、いや、そうではないのだと言われたのです。いわゆる今玉村町が持っているものを基にSDGsを考えろと言われたのです。そのとき出たのが、たまたまここに皆さん来ていまして、北側の広幹道のところが見えたのですけれども、こんなに田んぼが広くて平らなところは初めてだとか、すばらしいと言われたのです。だから、これを活用すればいいというふうに私は言われたので、ああ、そうかなということで、1つ考えが新たになったのですけれども、そういった今玉村町が持っている資源を活用してSDGsを始める、何かいいアイデアがあればお聞きしたいのですけれども。環境安全課長、お願いします。

◇議長(三友美恵子君) 環境安全課長。

[環境安全課長 高柳 功君発言]

◇環境安全課長(高柳 功君) ご指名ですので、お答えいたしたいと思います。

環境安全課では、SDGs、主に人権と環境に大きく分けられるのかなと思います。環境部門によっては温室効果ガスを減らすであるとか、海をきれいにするとか、そういったもの全て私個人としましては、まずはごみを減らしていく、そういった取組、またごみを減らすことだけでなく、どうしても出るものに関しては資源化なりをしてエネルギーに変えるとか、そういったことなのだろうなと思っております。町としまして今取り組んでいるものとしたしましては、まずリサイクルという部分において木質系の廃棄物、枝木類であるとかというのがやはりどうしても毎年たくさん出るようになりました。人口急増が平成2年、3年ぐらいですので、それから二十数年たって、やはり庭木もどんどん大きくなりますので、そういったものを今まではクリーンセンターで燃やしていたわけですが、それをチップ化して、ボイラー燃料に変えて、発電施設等で使っていただくとか、そういった取組をしております。

先日も質問いただきました雑紙、これも通常ですと燃やしてしまうわけですが、それもなるべく分別収集のほうをして、また新たに紙に変えていくとか、クリーンセンターにおいても今省エネルギー化の設備を入れておりますので、温室効果ガスはそれ以前に比べたら20%削減ということを達成しておりますので、まずそういったごみを出さないということ、ごみを資源に変えること、省エネに取り組むこと、そういったことで少しでもSDGs、持続可能なそういったものを玉村町でも行っていきたいなというふうに思っております。なかなかごみの減量も大分行き着いてしまったような感じもありますので、今後何をどう減らしていけば玉村町のごみが減っていくのかというのはいろいろ考えていかななくてはいけないと思うのですが、とにかく住民の方一人一人にごみの減量意識というのをまず今まで以上に持っていただいて、ごみの減量と一緒に取り組んでいきたいなというふうに思っております。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 確かにごみが多いなど。私は、うちのごみは私が片づけているのですが、いつも気になるのが発泡スチロールのトレーです。あれが非常に面積を食っているなど。もう少し薄くていいのではないかと。薄いとは断熱効果はなくなるかもしれないけれども、薄くていいのではないかと、紙でももう少しいいのができないかなと思うことがあるのですが。

それと同時に私が考えているのが、この5月になると麦秋の郷という旗をたくさん立てます。これも今考えると、SDGs活動の1つだなと私は思うのですが、私は非常に麦秋の郷というのはすばらしい表現だと思うのですが、うちの子供なんかには言わせると年寄りくさいとか言うのです。私なんか子供のときに手で麦刈りをしたあのイメージがあるから、麦秋の郷はすごくいいと思うのです。今の子はそうでもないのだと思うのですが、それをもう少し若者向けとか、一般向けに考えたのです。俳句、五七五調で1つ考えてみたのですが、1つは「SDGs 麦秋の郷 玉村町」、五七五、テレビで言ってどうに評価されるか分かりませんが、こういった

もので新しい旗を、そろそろ麦秋の郷の旗も古くなってきているという感じなので、そういった新しいSDGsを考えた麦秋の郷の旗というのを検討できないかと思っているのですけれども、町長、どうですか、これに関しては。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） このSDGsのまずできた背景をちょっと私なりに、国連のサミットで2015年9月に決議された。その背景を見ると、今の世界の経済が、言ってみれば10%の人間が90%の人間の富と同じぐらいを持っている。今それどころではない。それが1%の人間が99%の富を持つような、そういう状況で実は加速化していると、寡占化が。その中で、これ以上開発しようと思っても、一方では安全な水がない、教育もまともに施されていない、飢餓があり、そういった状況がある限り、もう地球は持続して開発できなくなるよという認識の下にこのSDGs、17項目の目標をつくって、それを2030年までにやりましょうということだと思っております。その中でできたのは、地球はみんなで一緒に生きる場所という感覚をこのSDGsは私ははらんでいるのだと思うのです。そういう意味においても、やはり玉村町も世界の中の1つのパートですから、そういう意味においてやはり持続可能な開発、持続できるまちづくりという意味において、この旗を掲げるということは、認識するということは重要だと思うのです。

それから、今の「SDGs 麦秋の郷 玉村町」、これはあそこののぼり旗にと。それは月田議員らしい発想で、私もそれはいい発想だなというふうに思っています。とにかくこのSDGsの発想を町が持って進み出す、歩み出すということが、地球環境の保全のためにも一歩進めることなのだと。非常に小さな歩みであるけれども、実は大きいという意味に私は考えていますので、そういう答えにさせてもらいます。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） では、次の質問に移ります。よろしくお願いいたします。

国土交通省管轄の利根川・烏川の河川改修ということなのですけれども、先月の初めに久しぶりに私の住む下之宮から五料のほうまで自転車で行って来ました。去年の11月頃までは川の中に木が生えていて、向こう側が見えないような状態だったので、この間行ったときはすっかりよく見えまして、伊勢崎市のほうもきれいに見えました。土砂の搬出作業も盛んに行われていました。行って非常に爽快な気分になったのですけれども、これは私が子供のときと同じです。あの頃は本当に木もなくて、伊勢崎市まできれい見えたのですけれども、それと同じようなものが見えまして、よかったなという感じなのです。

それにしても大きな工事なのです。利根川の川幅に対して500メートルぐらいあるのです。そこに生えている玉村寄り、伊勢崎寄りの木も全部切って、さらに一部砂も搬出するというので、すご

い工事なので、私も驚いているのですけれども、実は私3年近く前になるのです。平成29年8月21日、洪水の危険があるので、五料橋上流の利根川の木を伐採してもらえないかということで、八斗島にある国土交通省関東整備局利根川上流河川事務所にお問い合わせに行っていたことがあるのです。これ坂東大橋のちょっと下なののですけれども、分かりにくいところをやっと行ったのですけれども、そこで話を聞いたのですけれども、ダムができて洪水は減ったと。ただ、その分だけ川の中に木が生えてしまったのだと。そこにまた砂もたまるし、川底も上がるということで、はっきり言って困っているということで、改善したいということでした。ただ、何せ予算がないので、今対応できないという話でした。代わりに民間公募の伐採を計画していると、民間公募の伐採。その旨をホームページに載せるという話だったのです。私も、いや、民間の人が木を切っても役に立つのかなという非常に疑問を感じたのですけれども、何もしないよりはいいなということでよしとして帰ってきました。

その後、国会議員の先生なんかにお問い合わせはしたのですけれども、あの頃と比べますと世の中大きく変わったなという感じがするのです。今の国土交通省の場所は国の土地なので、特に住民に説明が要らないというような話もあったのですけれども、地図を見ますと玉村町は利根川とか烏川の真ん中まで玉村町の土地なのです。地図になっています。だから、やはりこれは国土交通省から話がか来ないというのではなくて、町のほうから何かあったときははっきり連絡をよこしてくださいよということをお願いしなきゃいけないと思うのです。その辺は言っているのですか。

◇議長（三友美恵子君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

烏川、利根川につきましては、事業が起こったときにお話を頂くときもあります。ですから、今後はそういった事業、工事があるときには、住民に周知するような方向で考えていきたいと思っています。資料を相手から頂いて、それをホームページに載せるとか、町でも相手の許可を頂いて、そういった周知をすることになるのか、またお願いをして、直接国土交通省さんが説明会をやったり、回覧をしたりとか、そういったことでいずれかの方法で対応を強化してまいりたいと思います。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） お願いしたいのです。実は、今の工事がどうかというようなことも分からないのですね、今行われている工事が。何か道路端に看板があると、五料から熊谷まで29キロの利根川右岸を工事するとか、そういうのが書いてあるのですけれども、そういうようなことをまずは情報をもらってもらいたい。

私がこの間議会で分かったのですけれども、利根川と烏川の合流の例の三本松の近くに行きますと、土手の川側にでっかい土盛りがあるのです。なぜ川の中に土盛り、土を盛っていくのかなと思ったら、どうもひょっとするとあの土がスマートインターチェンジの北の工業団地に行くのかなとか、そうい

うふうなことを私感じたのですけれども、今の工事がどうやって行われて、どういう目的でやっている、これからどうしていつ終わるのだとか、そういうことはやはりきちっと、今の行われている工事に関してまず出してもらいたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

可能な限り国土交通省さんの工事も発注してからいろいろ変わってきたりするところもあります。町としては積極的に情報収集をして、それを町民のほうにお伝えするような周知、そういったことを強化していきたいと思えます。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） では、次の質問に移ります。ペットの避難対応ということで。

いろいろ問題が、また改善すべき問題があるということなのですからけれども、私が一番心配しているのは、ペットが心配で避難する人も相当いるなということなのです。人間の安全を確保するためにペットを同伴というの、やはりこれは入れておいてほしいなというところなのです。今現在富岡市だとか館林市は、獣医師会と協定を結んでやっているという話だったのです。特に結んでもお金を取られるわけではなくて、現象が起きたときにどうするかというのを決めるだけでいいので、取りあえずというか、1つそういったもので研究をしてもらいたいなと、研究をしてほしいなという感じがするところですからけれども、どうでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

ペットの同行避難の関係につきましては、やはり県内各自治体で多少温度差がありまして、台風19号以降行ったアンケートで、やはりペットの同行避難、避難所が受入れ可能なところというのが、うちはあるよという自治体は10か所、なし16か所、設定していなかったが受け入れたというところが9自治体というような形でありました。やはりどうしてもペットを受け入れるという場合には、ペットのしつけの部分がかちんとできていないと、ほかの避難者の方に迷惑になるとか、あとは健康上の問題でアレルギーがあるとか、臭いの問題、そういったものがありますので、なかなかペットを受け入れる避難所は本当に一般の方と別にするとか、あとはペットは外につなぐとか、必ずケージを持っていただくというような、そういったもろもろの条件がつくような形になります。

市町村の第一義的な責務としましては、人命を保護するという部分が一番であると思えますので、今後住民の方にはまずそういった災害が起こったときにペットと同行する際、しつけがかちんとできていますかとか、例えばフードであるとか、クレートケージであるようなものとかをわんちゃん、必

ず入って移動できるようにしてくださいというような、そういった呼びかけもしていきながら、同行避難ができるような避難所、そういったものの検討のほうもしていきたいと思います。

そして、月田議員のおっしゃられる獣医師会との協定ということなのですが、多分そちらに関しましては発災後、例えば大規模な災害が起きてペットの健康が害されるというようなことがあると思います。そういったときに獣医さんに、例えば避難所に来ていただいて、わんちゃん、猫ちゃん健康状態を見ていただく。そういった際にご協力いただきたいというような、そういった協定のことだと思います。玉村町に関しましては、伊勢崎市との獣医師会ともろもろ集合注射等でお世話になっておりますので、今後伊勢崎市ともいろいろ共同でそちらのほうにつきましても研究してまいりたいなというふうに考えております。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） では、次にピロリ菌の検査なのですが、なぜ私が2回、同じ質問をするかということなのですが、実は例の岡山県の真庭市議会が視察に来たときに、議場を最後に見てもらったのですが、ちょうどそこに私が来たときに女性の議員の方が、違っていますよと言うのです。何が違っているかという、ピロリ菌は効果があるというのです。それがもとで、今回もう一回聞いたわけなのです。岡山県の真庭市は子供もやっているとかという話で、効果が十分あるのだという話だったのです。

これは、ピロリ菌が本当に効果があるかどうか。確かにピロリ菌が保険適用されて、平成25年ぐらいたと思うのです。まだ何年もたっていないということで、データの数が少ないのは事実なのですが、国とすればもう少しデータを取ってから最終判断したいなということもあるのかなとは思いますが、実際問題としてこのピロリ菌というのは、これを発見した人は2005年にノーベル医学生理学賞を取っているということで、世界で認証されているということなのです。

町が心配しているのはこの費用だと思うのですが、私はお金を取ってもいいと思うのです。取ってもやると。やっぱり自分の健康に興味があるというか、大事にしている人は、お金を払ってもやると思うのです。超音波検査だって今までの補助が出ないものもその分だけ払ってやっているということなので、やはりピロリ菌検査はもう少し町も宣伝をして、検査は大事だよということでやってもいいのかなと思うのですが、その辺はどうにお考えでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 月田議員の質問にお答えいたします。

全額補助で行ってほしいというご意見かと思うのですが、全額補助ではなくて、全額個人負担ですね。住民の方の個人負担で行ってほしいということなのですが、住民が個人負担で行ってもら

う場合は、申し訳ないのですけれども、病院のほうで受けていただきたいというのが町の考えでございます。実は、ピロリ菌を除菌するときには、ピロリ菌があるというのが分かって、その後除菌するときには、内視鏡検査が必須ということになっております。ということは、内視鏡検査を受けて、慢性活動胃炎とかを起こしていない場合は除菌の作業ができないということで、まずは内視鏡検査が必須ということです。ということは、最初から内視鏡検査を対策型のがん検診にありますので、それで受けていただいて、皆様にピロリ菌だけではなくて、がんのほうの発見に努めてもらうほうが町としては効果的ではないかという意見でございます。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 実は、私はピロリ菌がいたのです。除菌はした。ただし、萎縮性胃炎があるのだから、毎年胃カメラをのめと言われています。逆に若い子でピロリ菌がいなくて萎縮性胃炎がない人は、嫌な胃カメラをのむ必要がないのです。余分なお金をかけなくていいのです。ないしは3年に1遍ぐらいの検査で済むので、そういう面でやると、検査するのも楽だし、費用もかからないし、やり方によってはそれをうまく活用すれば、医療費も安くなるし、検査する方も嫌な思いはしなくて済むし、その辺のことをきめ細かくやるのが大切なのだというふうにある医者は言っていました。私もそうではないかなと思うので、その辺はぜひ研究をしていって、いずれにしろ近い将来というか、やったほうがいいのかという結論が出る可能性は十分あるので、今から十分その辺の調査、研究をしてみたほうがいいのかと私は思っています。いずれにしろピロリ菌検査は受けたほうがいいです。もしこの中で受けていない人がいれば、受けるべきだと私は考えます。

あと、最後です。ホームページなのですけれども、ホームページを1月末に直したと、改善したということなのですけれども、評価、一般住民の評価というのはどんなことが出ているのか、お聞きします。

◇議長（三友美恵子君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） お答えいたします。

ホームページがリニューアルしてからの町民の方々の反応ということかと思うのですけれども、現在のところ特に悪くなったというような、そういうようなお声は頂いていないようでございます。また、逆に言いますと、見やすくなったというような声も、すみません。担当のところには来ているのかもしれないのですが、ちょっと私のところには来ていないということで、何も悪くなったというお話がないということであれば、おおむね住民の方は改善というような形で受け止めていただいているのかなというふうに、いいほうに解釈をしております。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） 一住民の評価とすれば、私は機能的になったなという感じはします、前よりは。絵を見るという感じとはちょっと違うのだけれども、各カテゴリー出て、それをうまく活用すれば、うまく肝腎なところに到達できるなという感じがしました。ただ、ホームページをしょっちゅう見ている人は何てことないと思うのですけれども、たまに見る人はホームページ自体が非常に見にくいです。だから、町の広報にも書いてあったのですけれども、1階にテレビ画面があっといういろいろ放映していますけれども、ああいうのでも、こうなったよということを書いてもらったほうが私はいと思います。ぜひお願いいたします。

あと、では幾らお金をかけたの。運営費がどのくらいなっているかということをお聞きしたいのですけれども。

◇議長（三友美恵子君） 企画課長。

〔企画課長 中野利宏君発言〕

◇企画課長（中野利宏君） 今回の改修に伴う費用ということで、ちょっと今手元に数字がないのですけれども、今回今まで使っていた業者さんではないところに切り替えました。切り替えたことで、通常ですと余計かかるというのが普通なのですが、今回選んだ事業者さんは、変えたとしても結構安くリニューアルをさせていただきまして、ちょっと数字は定かではないのですけれども、四百四、五十万円ぐらいの費用でリニューアルできたと思います。また、この後5年間、毎年保守というようなことで費用をその業者さんにお支払いすることになるのですけれども、従来の会社ですと消費税を仮に10%として計算しますと、大体220万円以上お支払いをすることになったと思うのですけれども、今年度現在当初予算に計上させていただいているのは50万円余り、51万2,000円とか51万3,000円ぐらいの金額が計上されているということで、従来よりも4分の3以上経費が節約されると見込んでおります。また、今後も契約に向けまして、さらに安く契約ができないかということで、これからもまだ契約しているわけではありませんので、取り組んでいきたいというふうに思っています。

◇議長（三友美恵子君） 4番月田均議員。

〔4番 月田 均君発言〕

◇4番（月田 均君） ぜひお願いいたします。ホームページというのは町の顔なので、引き続き改善に努めてもらいたいと思います。また、タイムリーに町の情報を出すということなので、その辺も遅滞なく実施していってもらいたいなと考えているところです。

以上で私の質問を終わります。

◇議長（三友美恵子君） 休憩いたします。2時45分に再開いたします。

午後2時28分休憩

午後2時45分再開

◇議長（三友美恵子君） 再開します。

◇議長（三友美恵子君） 次に、10番久保留美子議員の発言を許します。

〔10番 久保留美子君登壇〕

◇10番（久保留美子君） 議席番号10番久保留美子。初めての一般質問なので、よろしくお願いいたします。

明日は3月11日、東日本大震災があった日になります。ちょうど9年になります。被災した方々にお悔やみを申し上げます。

では、本題に入ります。第5期玉村町障害福祉計画・第1期玉村町障害児福祉計画について。平成30年度から令和2年度までの3か年を期間として、第5期玉村町障害福祉計画・第1期玉村町障害児福祉計画を策定していることについて問う。

①、数値目標と確保方策を定めているが、その進捗状況は。

②、基幹相談支援センターが設置されたが、現状において相談支援体制が十分に機能しているか。周知が不足していると感じるが、いかに周知されているか。

③、本当に必要とされている人たちに福祉の社会資源が適切に行き届いているか。

④、高齢者福祉、子育て支援は一定程度進んでいると考える。しかし、障害者のための触れ合い、助け合い、支え合いの居場所づくりについてはあまり進んでいないように感じる。今後の取組について、町のお考えは。

⑤、これからの課題と取組をお聞かせください。

◇議長（三友美恵子君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 第5期玉村町障害福祉計画・第1期玉村町障害児福祉計画についてお答えいたします。

まず、数値目標と確保方策の進捗状況についてお答えします。数値目標につきましては、第4期計画と平成29年度までの利用実績を踏まえ、居宅介護サービス等の訪問系サービス、生活介護等の日中活動系サービス、共同生活援助等の居住系サービス、計画相談等、児童発達支援等の障害児支援、また地域生活支援事業の実施に関する事項について定めております。進捗状況につきましては、利用者は年々増加傾向にあり、30年度及び令和元年度の実績が確定しましたら、令和2年度で玉村町障がい者総合支援協議会において総合的な評価に基づき、関係各機関と目標達成に向けた検討を実施する予定です。

次に、基幹相談支援センターについてお答えします。玉村町障がい者（児）基幹相談支援センターは、障害者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業、成年後見制

度利用支援事業、虐待防止センター事業、協議会に関する事業、障害を理由とする差別解消の推進に関する法律による相談窓口、地域生活支援拠点事業の8事業を実施しています。各種相談窓口は平日となりますが、緊急時に備え、24時間365日電話対応を受付する体制も整えております。

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、平成31年度は年間約6,700件を超える相談を受けました。今年度は、令和2年1月末現在で既に7,000件を受けており、相談の内容に応じて必要な支援機関を紹介したり、解決に向けたサポートをしておりますので、相談支援体制は機能していると認識しています。

周知につきましては、健康福祉課窓口へ相談の際に基幹相談支援センターのパンフレットを手渡したり、町ホームページには相談者に分かりやすい障害者に関する相談窓口ガイドを作成し、基幹相談支援センターを含めた関係機関を周知しています。

次に、福祉の社会資源が適切に行き届いているかとのことですが、協議会において親亡き後を見据え、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供するため、玉村町地域生活支援拠点を整備しました。協議会定例会で各事業所内においての玉村町地域生活支援拠点の対象になりそうな方を提供していただき、常時、緊急時のいずれも対応できる体制を整えつつあります。引き続き地域の障害福祉サービス事業所等と連携強化を図ってまいります。

次に、障害者のための触れ合い、助け合い、支え合いの居場所づくりについてですが、協議会では余暇支援部会があり、障害者の社会参加促進を図るため会議を4回開催いたしました。12月にはクリスマスコンサートを実施し、54名の方に参加していただきました。玉村高等学校吹奏楽部の演奏を聴いたり、一緒に歌ったり、演奏したりと、とても楽しい時間を過ごされたと聞いております。今後も引き続き気軽に参加し、交流できる機会を設けるよう研究してまいります。

最後に、これからの課題につきましては、玉村町地域生活支援拠点の整備の連携強化をしていくことです。協議会を中心に地域の実情に応じた整備を構築する各関係機関と連携を図り、体制づくりの推進に努めてまいります。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） 第5期玉村町障害福祉計画・第1期玉村町障害児福祉計画、この計画の基本理念、考え方を行政としてお聞かせください。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 久保議員の質問にお答えいたします。

こちらの計画は、障害者総合支援法に基づくものでございます。玉村町といたしましては、考え方につきまして5つございます。1点目は、障害者自身の本人の意思を決定するということを尊重するということです。2点目は、障害の種別によらないで、一定な一元的障害福祉サービスを提供でき

るようにしていくということ。それから、3点目なのですが、入所施設から地域生活への移行ということで、なかなか難しいところではございますが、なるべく住み慣れた地域で障害者の方を支援していこうという支援でございます。それから、4点目でございますが、先ほど小林議員のところでもお話があったかと思うのですけれども、地域共生社会の実現、これに向けまして障害のところにつきましても協力していこうという視点です。それから、第5番目といたしましては、障害児の支援、健やかな療育、育成のための支援というのを考えております。

以上、5点が一応基本理念となっております。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） 今玉村町で平成26年、27年、28年度の障害者手帳の所持者、その人数的なものが平成26年、総人口3万6,958名に対して1,421名、平成27年度、総人口3万6,825名に対して1,487名、平成28年度、総人口3万6,678名に対して1,511名の方が障害者手帳所持者でいらっしゃいます。今現在、昨年度の統計になると思うのですが、障害者手帳所持者、身体、知的障害、それと精神、あとは第3期、4期から難病と発達障害ですか、発達支援ですか、それが加わったのですが、何名ほどいらっしゃいますか、今現在。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 久保議員の質問にお答えいたします。

平成30年度末でございますが、一応平成31年4月1日現在で押さえています。だから、平成30年度末とさせていただいても結構かと思えます。身体障害者の手帳の所持者数が1,129名、療育手帳、いわゆる知的障害のところ、こちら242名。それから、精神障害のところにつきましては237名。障害者手帳所持者の合計につきましては1,608名となっております。総人口が3万6,467名ということなので、パーセンテージ的には4.4%となっております。

それで、難病と発達障害というところなのですが、そちらにつきましては分けて手帳というのが出ていませんので、多分この中のどちらかに入っていると思えます。それで、このほかに精神のところにつきましては自立支援医療費というところで、手帳を持っていなくても精神の障害の方の医療費のところの補助というところで、そちらのサービスを受けている方が今現在465名いらっしゃいます。精神障害手帳の方とダブっているかと思うのですけれども、一応その辺を含めまして合計いたしますと2,073名ということになります。30年度末につきましては以上でございます。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） 分かりました。100名に対して4人から5人がいらっしゃるということです。分かりました。

その取組に関してなのですが、先ほど町長からお話がありまして、地域生活支援拠点等の整備というのが今取り組んでいらっしゃるということなので、そのことに関しては分かりましたので、質問はよろしいかと思います。

あと、基幹相談支援センターの件も先ほどお聞きしたのですが、基幹相談センターは24時間昼夜問わず、玉村町は社会福祉協議会の中にあると思うのですがけれども、委託をいらっしゃるという形ですか。その相談件数も先ほど聞きましたので、町長のほうからお話がありましたので、この件もよろしいかと思います。

最後に、私が今回一番言いたいのは、障害者のための居場所、確かにまちなか交流館スマイルとか、高齢者、子育て支援のところでは居場所づくりとか子ども食堂とか、玉村町は進んでいると思いますし、充実してきていると思います。ただ、障害者の方は一緒ということはやっぱり難しいかと思えますし、先ほど町長のほうから機会をつくっていると言っていましたけれども、いつでも気軽に寄れる居場所づくりですか、土、日など家族と一緒に寄れる、そういった居場所を考えていただきたいと思っております。その取組については今お考えはありますか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） 質問にお答えいたします。

障害者の方に特化した居場所につきまして取り組んでいるかといいましたら、今のところありませんので、なかなかできないのが実情でございます。ただ、上陽小学校区内のグループホームのところのフリースペースにおきまして、一応名目は子ども食堂というところなのですが、ここの子ども食堂におかれましては障害者の方も来ても結構ですよということになっておりますので、障害者の方のグループホームの中のフリースペースなのですが、そこで子ども食堂を開きつつ、障害者の方も受け入れているというような状況もありますので、切り口といたしましては障害者からというところではなくて、子ども食堂からというところもありますので、いろんな方面からそういう取組が広がっていけばいいかなと思っています。

それから、あと先ほど町長の答弁にもありました玉村町障がい者総合支援協議会、こちらのほうで障害者がより一層どうやったら地域社会によりよく住んでいけるかというのを毎月考えております。そういう協議会に、今後久保議員からのご意見を取り入れまして協議していただけるように、こちらのほうから話しかけていきたいかと思っています。

◇議長（三友美恵子君） 10番久保留美子議員。

〔10番 久保留美子君発言〕

◇10番（久保留美子君） 取組をお願いいたします。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） 以上で一般質問を終了いたします。



○散 会

◇議長（三友美恵子君） 議事の都合により、明日3月11日から3月17日までの7日間は休会といたします。

なお、3月18日は午後2時30分から本会議が開催されますので、議場にご参集ください。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後3時3分散会